

久慈市津波避難計画

令和5年9月

久慈市

目次

第1章 総則	1
1 計画見直しの背景	1
2 目的	1
3 計画の修正	1
4 用語の意義	2
第2章 津波避難計画	3
1 前提条件	3
2 津波浸水想定区域	4
3 避難対象地域	6
4 避難目標地点	10
5 避難経路等	10
6 避難困難地域	10
7 避難場所等	16
8 課題の整理	19
第3章 初動体制	21
1 配備基準	21
2 動員の系統	21
3 動員の方法	22
4 自主参集	22
5 所属公署に参集できない場合の対応	22
6 地震・津波時の消防団の活動	22
第4章 津波警報等の収集・伝達	26
1 津波警報等の種類及び伝達	26
2 津波情報等の伝達	30
第5章 避難指示の発令	33
1 避難指示等の実施責任者	33
2 避難指示等の発令基準	34
3 避難指示等の伝達	35
第6章 津波避難対策の教育、啓発	37
1 職員に対する防災教育	37
2 住民等に対する防災知識の普及	37
3 児童、生徒等に対する教育	39
4 防災文化の継承	39

5	防災と福祉の連携	40
6	専門家の活用	40
7	防災センターによる防災知識の普及等	40
8	避難誘導標識等による啓発	40
第7章	津波避難訓練の実施	41
1	実施方法	41
2	実施に当たって留意すべき事項	41
3	訓練の内容等	41
第8章	その他の留意点	42
1	観光客、釣り客、海水浴客等の避難対策	42
2	避難行動要支援者の避難対策	43
3	各施設の計画の策定	45

資料編

- 資料1 避難対象者数（地割・町丁目別）
- 資料2 避難困難者数（地割・町丁目別）
- 資料3 特定避難困難者数（地割・町丁目別）
- 資料4 地区別津波避難計画図

第1章 総則

1 計画見直しの背景

本市では、1896年（明治29年）の明治三陸地震津波や1933年（昭和8年）の昭和三陸地震津波、1960年（昭和35年）のチリ地震津波など、津波により大きな被害を受けている。2011年（平成23年）に発生した東北地方太平洋沖地震とそれによって引き起こされた巨大津波による東日本大震災では、太平洋沿岸の広い地域に未曾有の被害をもたらした。本市においても、沿岸地域を中心に全壊355棟の建物被害、死者・行方不明者6名の人的被害等を被った。

国は、東日本大震災を踏まえた津波災害対策の検討に当たり、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波と、この最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波の二つのレベルの津波を想定することを基本とした。

岩手県は、国が令和2年4月に公表した日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルを踏まえ、令和4年3月に新たな津波浸水想定を設定・公表した。

県が公表した新たな津波浸水想定では、本市は東日本大震災のおよそ3.6倍の範囲が浸水すると想定されるほか、津波の到達時間も早くなっていることから、本市における津波避難計画について見直しを行うものである。

また、津波災害から市民の命を守るためには、自らを守る「自助」、地域で助け合う「共助」、公的機関による支援の「公助」が一体となって、地域防災力を向上させることが重要である。そのため、平常時から自助・共助・公助が相互に連携・協力し、地震・津波災害に備えていくものとする。

2 目的

この計画の目的は、本市域へ影響がある津波が発生した場合、その直後から津波が終息するまでの間、および地震発生による津波の恐れがないことが確認されるまでの間、住民等の生命および身体の安全を確保することである。

3 計画の修正

この計画は、津波浸水想定に関する国や岩手県のシミュレーション結果や検討内容、土地等の活用状況の変化に合わせ、必要に応じて適宜修正を行う。

4 用語の意義

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりである。

用語	用語の意味等
①津波浸水想定区域	岩手県が実施した最大クラスの津波浸水想定に基づく区域とする。
②避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域に基づき市が指定する。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水想定区域よりも広い範囲で指定する。
③避難困難地域	津波の到達時間までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域をいう。
④特定避難困難地域	津波の到達時間までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）または避難対象地域内の津波避難ビルに避難することが困難な地域をいう。
⑤避難目標地点	津波の危険から避難するために、原則として避難対象地域の外に定める場所をいう。自主防災組織、住民等が設定するもので、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいう。
⑥避難経路	避難する場合の経路で、自主防災組織、住民等が設定する。
⑦指定緊急避難場所	市が指定するもので、津波の危険から緊急に避難するための高台や施設などをいう。原則として避難対象地域の外に定める。
⑧津波避難ビル	避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいう。避難対象地域内の建物を市が指定する。
⑨指定避難所	市が指定するもので、住宅が損壊した被災者等が仮設住宅などに移転できるまでの間や比較的長期にわたって避難する施設をいう。
⑩基準水位	津波浸水想定 of 浸水深に、津波が建築物等に衝突した際のせり上がり高さを加えた水位をいう。津波避難ビルなどにおいて、津波から避難する上での必要な高さの目安となる。

第2章 津波避難計画

1 前提条件

(1) 前提とする津波

岩手県は、県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される地震として、表1の5つの津波を選定している。津波浸水想定においては、複数ケースのシミュレーション結果を重ね合わせ、最大となる浸水域及び浸水深を出力しており、久慈市では4つの地震が最大クラスの津波を発生させる地震とされている。

表1 岩手県が選定した最大クラスの津波

地震	マグニチュード	本市の対象 (対象：●)
①明治三陸地震（2004 中央防災会議モデル）	Mw8.6	●
②昭和三陸地震（1977 相田モデル）	Mw8.1	—
③東北地方太平洋沖地震（2012 中央防災会議モデル）	Mw9.0	●
④日本海溝（三陸・日高沖）モデル（2020 内閣府モデル）	Mw9.1	●
⑤千島海溝（十勝・根室沖）モデル（2020 内閣府モデル）	Mw9.3	●

※出典：「津波浸水想定について（解説）岩手県 令和4年3月」を参考に作成

※Mw：モーメントマグニチュード。地震は地下の岩盤がずれて起こるが、この岩盤のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードのことをいう。

(2) 津波浸水想定条件

岩手県が実施した津波浸水想定条件は表2に示す通りであり、最大クラスの津波が悪条件下で発生し浸水が生じることを前提に津波浸水想定を行っている。

表2 津波浸水想定条件

項目	津波浸水想定条件
潮位	岩手県沿岸の朔望平均満潮位 ^{※1}
地形データ (陸域・海域)	令和2年度末時点
構造物・造成地等の 反映条件	現況（令和2年度末時点の整備状況を反映）
地震による構造物の 沈下条件	耐震評価結果がある場合：結果を反映 耐震評価結果がない場合： ・盛土構造の堤防・防潮堤等は「地震前の高さの25%まで沈下」 ・コンクリート構造の擁壁・防波堤、水門等は「構造物がない状態」
各種構造物の津波の 越流に対する状況	津波が越流し始めた時点で「破壊」し、「破壊」後の形状は「構造物がない状態」

※1：各月の朔(新月)または望(満月)の日の前2日、後4日以内に観測された最高満潮位の年平均値をもとに、期間中の総和を個数で除した値

※2：出典：「津波浸水想定について（解説）、概要解説資料」岩手県 令和4年3月

2 津波浸水想定区域

岩手県が令和4年3月に公表した、「津波浸水想定について」に基づくものとし、図1に地域の津波浸水想定区域及び基準水位、図2に津波到達予想時間を示した。

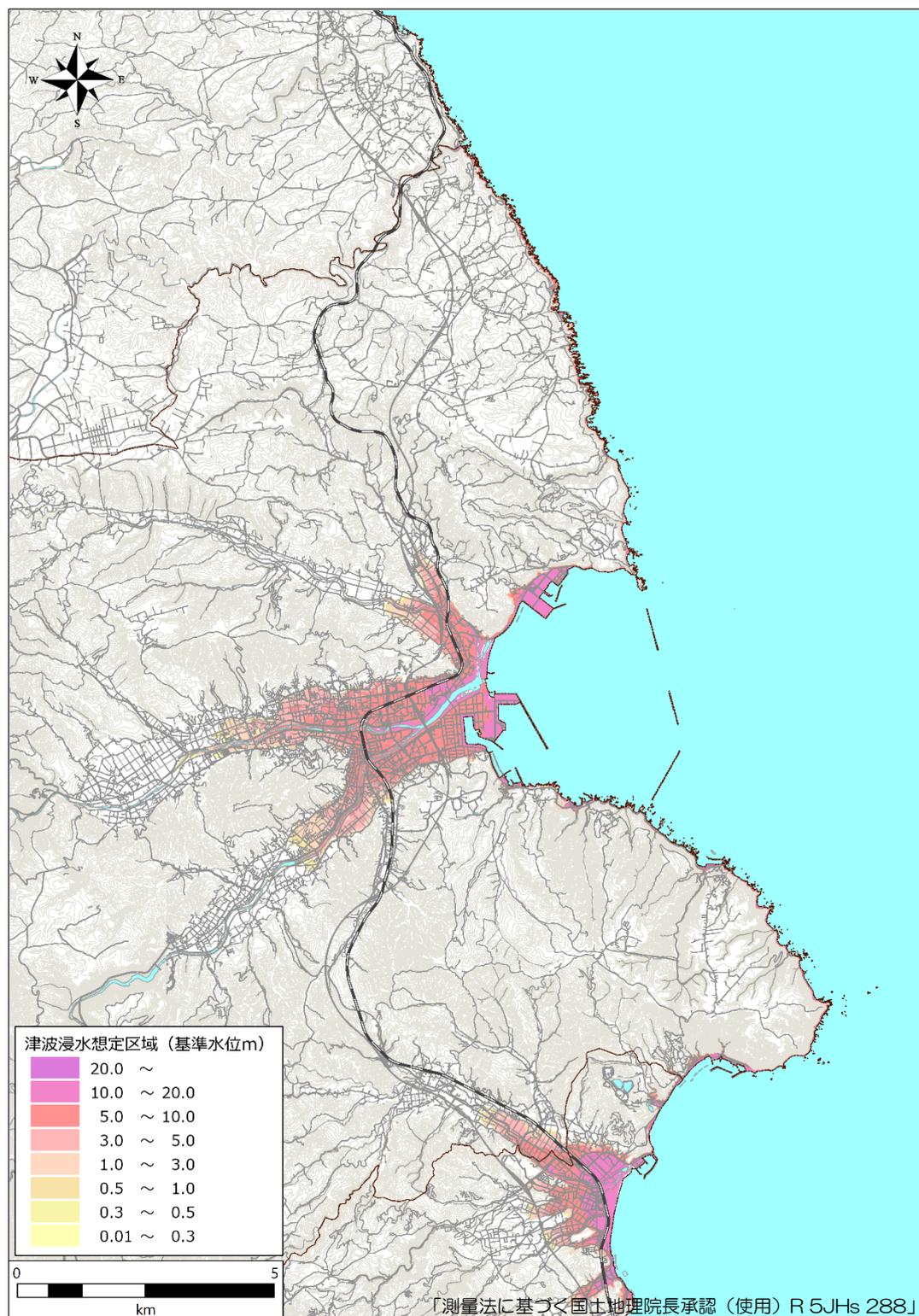


図1 津波浸水想定区域及び基準水位

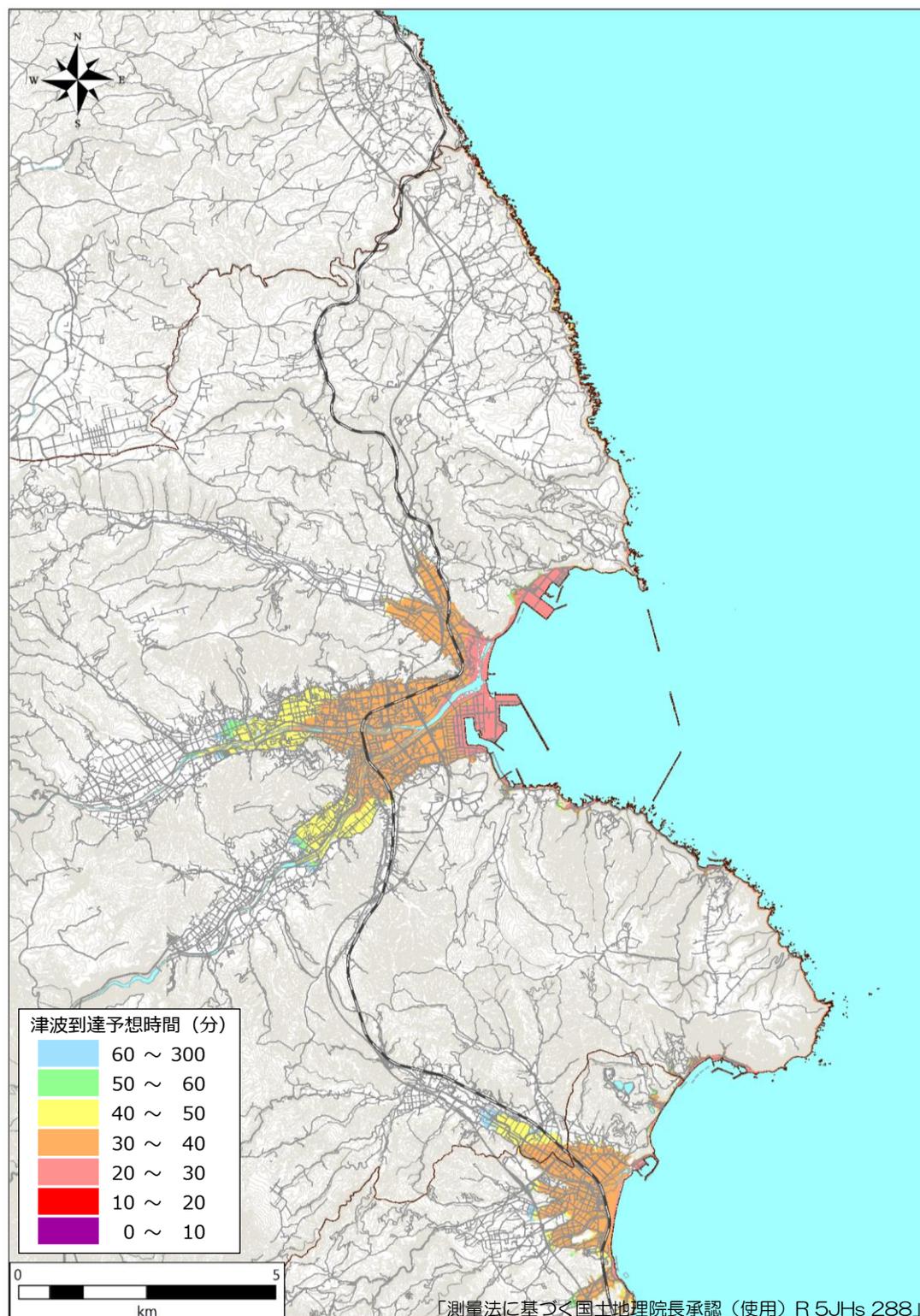


図 2 津波到達予想時間

3 避難対象地域

前項「2 津波浸水想定区域」で示す区域を避難対象地域とする。避難対象地域を含む町字を表3に、大字別の避難対象者数を表4に示す。なお、地割・町丁目別の避難対象者数は資料編に示す。

表3 避難対象地域

大字	地割・町丁目
大沢	第8地割、第9地割
川貫	第5地割、第6地割、第7地割、第9地割
西の沢	第5地割、第6地割
荒町	第3地割、第4地割、一丁目、二丁目
八日町	第4地割、一丁目、二丁目
新町	第1地割
巽町	第5地割、一丁目、二丁目
柏崎	第5地割、一丁目
中町	第1地割、一丁目、二丁目
表町	第1地割
駅前	第1地割
川崎町	第1地割、第2地割、第3地割、第4地割
十八日町	一丁目、二丁目
二十八日町	一丁目、二丁目
中の橋	一丁目
中央	一丁目、二丁目、三丁目、四丁目
本町	一丁目、二丁目、三丁目
田高	一丁目
新中の橋	第4地割、第5地割、第37地割
畑田	第25地割、第26地割
寺里	第27地割、第30地割、第31地割、第33地割
栄町	第31地割、第32地割、第37地割
天神堂	第32地割、第33地割、第34地割、第35地割、第36地割、第37地割
門前	第1地割、第2地割、第3地割、第4地割、第5地割、第6地割、第36地割、第37地割
旭町	第7地割、第8地割、第9地割、第10地割、第11地割
京の森	第7地割
源道	第12地割、第13地割、第14地割、第16地割、第17地割
田屋町	第1地割、第2地割
新井田	第3地割、第4地割、第5地割

大字	地割・町丁目
湊町	第13地割、第14地割、第15地割、第16地割、第17地割、第18地割、第19地割、第20地割、第21地割、第22地割、第23地割
小久慈町	第27地割、第28地割、第29地割、第31地割、第32地割、第33地割、第34地割、第35地割、第36地割、第37地割、第38地割、第41地割、第42地割、第43地割、第44地割、第47地割
長内町	第3地割、第4地割、第6地割、第7地割、第8地割、第9地割、第10地割、第11地割、第12地割、第13地割、第14地割、第15地割、第16地割、第17地割、第20地割、第21地割、第22地割、第23地割、第24地割、第25地割、第26地割、第27地割、第28地割、第29地割、第30地割、第31地割、第32地割、第33地割、第34地割、第35地割、第36地割、第37地割、第39地割、第40地割、第41地割、第42地割、第43地割、第44地割、第45地割、第46地割、第47地割
大川目町	第1地割、第2地割、第16地割
夏井町早坂	第11地割、第13地割、第14地割、第15地割、第17地割
夏井町大崎	第1地割、第2地割、第3地割、第4地割、第5地割、第6地割、第7地割、第8地割、第9地割、第10地割、第11地割、第12地割、第13地割、第14地割、第15地割
夏井町鳥谷	第6地割、第7地割、第8地割、第9地割
夏井町閉伊口	第1地割、第3地割、第4地割、第6地割、第7地割、第8地割、第9地割
宇部町	第7地割、第8地割、第9地割、第10地割、第11地割、第12地割、第13地割、第14地割、第15地割、第16地割、第20地割、第21地割、第22地割、第24地割
侍浜町桑畑	第4地割、第5地割
侍浜町外屋敷	第6地割
侍浜町向町	第7地割
侍浜町横沼	第6地割、第7地割、第8地割
侍浜町白前	第2地割、第6地割
侍浜町本波	第4地割、第12地割
侍浜町麦生	第1地割、第4地割

表4 避難対象者数（大字別）

大字	津波浸水想定（水位、時間）		避難対象者数（人）		
	基準水位 （m）	津波到達予想 時間（分）	夜間	平日昼間	休日昼間
大沢	3.67	45.0	70	130	110
川貫	5.03	42.6	470	340	420
西の沢	4.85	41.2	150	190	180
荒町	5.96	38.3	230	230	360
八日町	5.33	37.2	140	290	220
巽町	6.12	37.3	190	100	210
柏崎	6.29	37.9	80	30	60
中町	4.69	38.0	100	350	340
表町	5.68	36.6	*	*	*
川崎町	8.43	32.6	240	1,290	1,010
十八日町	6.25	37.0	130	120	210
二十八日町	6.75	37.5	70	130	130
中の橋	6.74	36.4	60	100	190
中央	7.49	36.3	200	490	560
本町	7.58	35.6	210	440	480
田高	6.15	38.4	100	30	60
新中の橋	7.51	35.9	260	740	880
畑田	3.19	45.6	310	620	280
寺里	4.52	41.6	350	170	310
栄町	6.27	37.6	950	1,480	760
天神堂	5.81	39.0	1,220	620	500
門前	7.25	35.8	1,540	620	730
旭町	9.24	33.5	440	870	660
京の森	2.40	38.0	40	30	50
源道	10.04	31.0	350	330	350
田屋町	9.07	33.3	470	370	610
新井田	9.92	32.2	750	360	550
湊町	11.11	29.3	900	730	630
小久慈町	2.77	43.5	640	320	330
長内町	14.41	21.6	3,560	4,060	4,260
大川目町	2.30	45.0	10	70	90
夏井町早坂	4.40	35.6	90	20	40
夏井町大崎	10.51	29.2	420	400	250

大字	津波浸水想定（水位、時間）		避難対象者数（人）		
	基準水位 （m）	津波到達予想 時間（分）	夜間	平日昼間	休日昼間
夏井町鳥谷	7.94	32.2	130	170	190
夏井町閉伊口	18.67	23.4	160	270	60
宇部町	14.91	21.2	240	130	190
侍浜町桑畑	6.13	26.6	0	*	0
侍浜町外屋敷	5.40	25.5	0	*	*
侍浜町向町	5.95	31.5	0	0	0
侍浜町横沼	9.48	25.9	0	*	0
侍浜町白前	7.54	27.3	0	0	0
侍浜町本波	12.28	24.4	0	0	0
侍浜町麦生	14.58	24.1	0	20	*
合計	18.67	21.2	15,270	16,670	16,270

※基準水位、浸水開始時間は大字内の建物を包含するメッシュで判定。基準水位は最大値、浸水開始時間は最速の値を抽出。なお、大字内に建物がないものは「浸水区域内に建物なし」とした。

※避難困難者数について、0は「0」、0より大きく5未満の値は「*」、5以上は1の位を四捨五入して示した。そのため、合計値は合わない場合がある。

4 避難目標地点

避難目標地点は、避難者が避難対象地域外へ脱出する目標となる地点であり、避難対象地域の外側に設定した。各地区の避難目標地点は、資料編（地区別津波避難計画図）に示す。

5 避難経路等

想定する津波に対し、避難目標地点まで最も短時間で到達でき、より安全性が確保される避難経路を設定した。各地区の避難目標地点は、資料編（地区別津波避難計画図）に示す。

6 避難困難地域

（1）避難困難地域の抽出

避難困難地域は、津波到達予想時間までに、避難目標地点（避難対象地域外）へ徒歩で避難することが困難と考えられる地域をいい、表 5 に示す避難者の歩行速度、津波到達予想時間、避難準備時間と距離換算率などの条件により抽出し、津波避難施設の確保など、必要な対策を検討するための基礎資料とするものである。

避難困難地域を図 3 に、大字別の避難困難者数を表 6 に示す。なお、地割・町丁目別の避難困難者数は資料編に示す。

表 5 避難困難地域の抽出

項目	内容
避難可能距離	$\frac{\text{歩行速度} \times (\text{津波到達予想時間} - \text{避難準備時間})}{\text{距離換算率}}$
歩行速度	2.24km/時間 (0.62m/秒) ※1
津波到達予想時間	地震発生から、各メッシュに津波が到達すると予想される時間
避難準備時間	5分（地震発生から避難開始までに要する時間）
距離換算率	1.5（避難距離を便宜上直線距離に換算するための係数）
その他条件	久慈川、長内川は横断しない

※1：東日本大震災の平均歩行避難速度

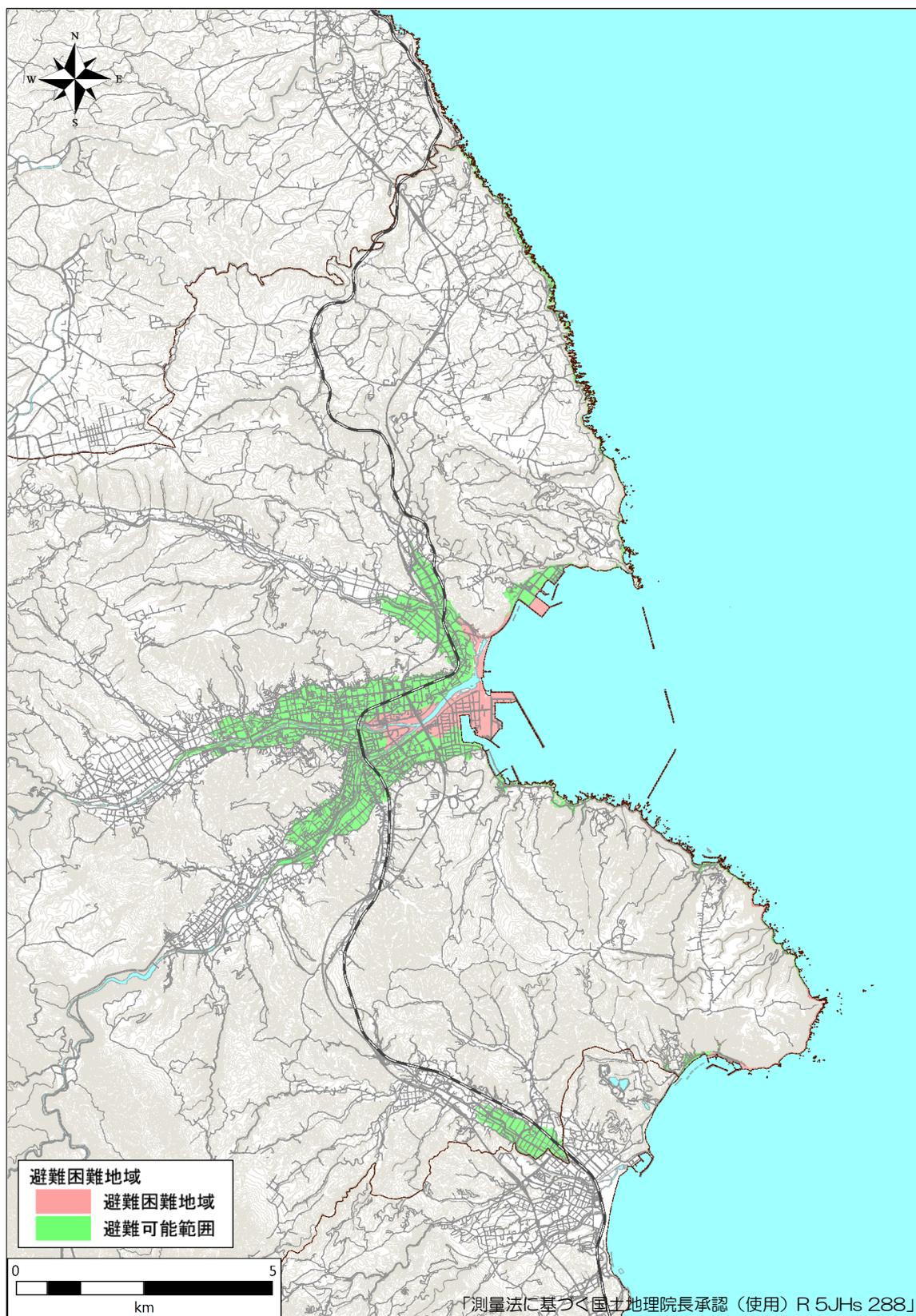


図3 避難困難地域

表 6 避難困難者数（大字別）

大字	避難困難者数（人）		
	夜間	平日昼間	休日昼間
大沢	0	0	0
川貫	0	0	0
川崎町	0	160	90
本町	0	0	0
新中の橋	0	0	0
栄町	0	0	0
田屋町	150	140	230
新井田	210	70	150
湊町	50	20	30
長内町	110	660	340
夏井町大崎	0	*	*
夏井町閉伊口	0	110	0
宇部町	0	0	0
侍浜町桑畑	0	0	0
侍浜町外屋敷	0	0	0
侍浜町向町	0	0	0
侍浜町横沼	0	0	0
侍浜町白前	0	0	0
侍浜町本波	0	0	0
侍浜町麦生	0	0	0
合計	510	1,150	840

※0は「0」、0より大きく5未満の値は「*」、5以上は1の位を四捨五入して示した。そのため、合計値は合わない場合がある。

※リストに大字名があるが避難困難者が「0」のものは、大字区域内に避難困難地域はあるが、当該避難困難地域内に建物が存在しないことを意味している。

(2) 特定避難困難地域の抽出

特定避難困難地域は、津波到達予想時間までに、避難目標地点（避難対象地域外）または避難対象地域内の津波避難ビルへ徒歩で避難することが困難と考えられる地域をいい、表7に示す避難者の歩行速度、津波到達予想時間、避難準備時間と距離換算率などの条件により抽出した。

特定避難困難地域を図4に、大字別の特定避難困難者数を表8に示す。なお、地割・町丁目別の特定避難困難者数は資料編に示す。

表7 特定避難困難地域の抽出

項目	内容
避難可能距離	$\frac{\text{歩行速度} \times (\text{津波到達予想時間} - \text{避難準備時間} - \text{昇降時間})}{\text{距離換算率}}$
歩行速度	2.24km/時間 (0.62m/秒)
津波到達予想時間	地震発生から、各メッシュに津波が到達すると予想される時間
避難準備時間	5分 (地震発生から避難開始までに要する時間)
距離換算率	1.5 (避難距離を便宜上直線距離に換算するための係数)
昇降速度	0.21m/秒 (高齢者の階段昇降速度)
その他条件	久慈川、長内川は横断しない

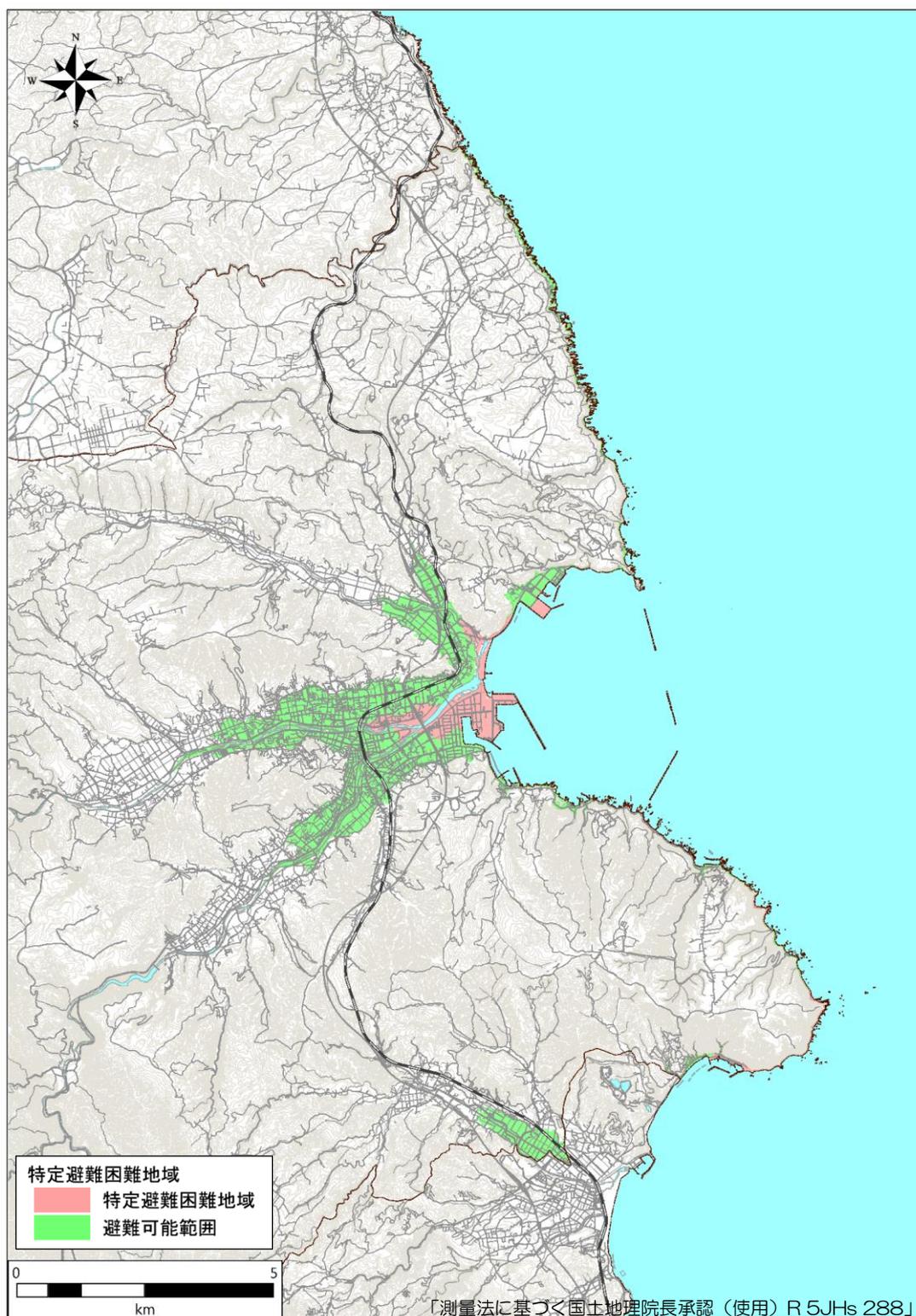


図4 特定避難困難地域

表 8 特定避難困難者数（大字別）

大字	特定避難困難者数（人）		
	夜間	平日昼間	休日昼間
大沢	0	0	0
川貫	0	0	0
川崎町	0	40	20
本町	0	0	0
新中の橋	0	0	0
栄町	0	0	0
田屋町	150	140	230
新井田	210	70	150
湊町	50	20	30
長内町	110	660	340
夏井町大崎	0	*	*
夏井町閉伊口	0	110	0
宇部町	0	0	0
侍浜町桑畑	0	0	0
侍浜町外屋敷	0	0	0
侍浜町向町	0	0	0
侍浜町横沼	0	0	0
侍浜町白前	0	0	0
侍浜町本波	0	0	0
侍浜町麦生	0	0	0
合計	510	1,040	770

※0は「0」、0より大きく5未満の値は「*」、5以上は1の位を四捨五入して示した。そのため、合計値は合わない場合がある。

※リストに大字名があるが特定避難困難者が「0」のものは、大字区域内に特定避難困難地域はあるが、当該特定避難困難地域内に建物が存在しないことを意味している。

7 避難場所等

(1) 指定緊急避難場所

津波から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所として、津波時の指定緊急避難場所を表9のとおり指定する。

表9 指定緊急避難場所

No	施設名	所在地	収容人数	備考
1	立正寺	大沢 9-40-10	2,407	
2	川貫公民館	川貫 9-3-1	70	
3	三船十段記念館	川貫 5-20-230	2,362	
4	久慈地区合同庁舎	八日町 1-1	202	津波避難ビル (3階以上使用)
5	長福寺	中町 1-41-1	1,799	
6	中町イベント広場	中町 1-67	1,743	
7	巽山公園(巽山稲荷神社)	中町 1-69	6,061	
8	久慈第一ホテル	中央 2-11	213	津波避難ビル (4階以上使用)
9	久慈市情報交流センター (YOMUNOSU)	中央 3-58	412	津波避難ビル (屋上を使用)
10	久慈グランドホテル	川崎町 10-15	371	津波避難ビル (4階以上使用)
11	金刀比羅神社	湊町 13-90	1,485	
12	久慈市総合福祉センター	旭町 7-127-3	668	
13	屋内温水プール	旭町 7-127-3	22	総合福祉センター内
14	旭町・京の森公園	京の森 7-19-31	2,171	
15	旧北リアス病院	門前 1-151-1	3,696	
16	久慈東高等学校	門前 36-10	9,200	
17	天満天神社境内	天神堂 35-83	699	
18	萩ヶ丘児童公園	天神堂 34-35-2	840	
19	寺里健康ひろば	寺里 29-20-1、20-4	1,178	
20	久慈高等学校	畑田 26-96	385	津波避難ビル (3階以上使用)
21	畑田保育園	寺里 27-9-1	72	
22	畑田・沢里公民館	畑田 24-52-2	50	
23	日吉町公民館	小久慈町 53-56-2	150	
24	長内中学校	小久慈町 39-2-2	11,450	
25	久慈市小久慈市民センター	小久慈町 21-47-14	1,489	
26	小久慈小学校	小久慈町 24-51	4,277	
27	下柏木公民館	小久慈 30-47-5	32	

No	施設名	所在地	収容人数	備考
28	小久慈焼陶芸苑駐車場	小久慈町 31-29-1、29-3	1,018	
29	元久慈老人福祉センター	長内町 9-67-2	647	
30	上長内公民館	長内町 20-27-3	64	
31	つつじヶ丘霊園	長内町 20-103-1 他	657	
32	下長内公民館	長内町 28-73-1	95	
33	諏訪神社	長内町 35-98-3	990	
34	諏訪公園	長内町 35-98-7	1,083	
35	久慈総合運動場	長内町 28-105-1	12,350	
36	久慈東高等学校長内校舎	長内町 43-81-2	10,150	
37	西坪公葬地	長内町 43-57	1,008	
38	二子集会所	長内町 44-121	19	
39	山の神神社	長内町 44-125	100	
40	大尻地区漁村センター	長内町 45-135-139	254	
41	ミニストップ久慈大川目店 駐車場	大川目町 1-114-22、 114-20	772	
42	生出町公民館	大川目町 1-81	36	
43	久慈市夏井市民センター	夏井町早坂 8-1-1	900	
44	久慈市総合防災公園	夏井町大崎 5-39 他	12,700	多目的広場1を除く
45	平山小学校	夏井町早坂 14-51-7	2,104	
46	若宮八幡宮	夏井町鳥谷 9-1-4	495	
47	鼻館地区公葬地	夏井町閉伊口 7-66-3	375	
48	半崎集会所	夏井町閉伊口 8-85-3	202	
49	高砂公民館	夏井町閉伊口 1-28-5	36	
50	久慈市宇部市民センター	宇部町 5-41	608	
51	宇部小学校	宇部町 5-132-8	1,092	
52	久慈市宇部マレットゴルフ場	宇部町 7-158-1	421	
53	川原屋敷地区農村センター	宇部町 18-36-2	120	
54	久喜地区防災センター (久喜保育園)	宇部町 20-149-1 (20- 146-1)	675	
55	小袖地区漁村センター	宇部町 23-37-1	263	

(2) 指定避難所

避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設として、指定避難所を表 10 のとおり指定する。

表 10 指定避難所

No	施設名	所在地	収容人数
1	川貫公民館	川貫 9-3-1	32
2	三船十段記念館	川貫 5-20-230	204
3	久慈市情報交流センター (YOMUNOSU)	中央 3-58	412
4	久慈グランドホテル	川崎町 10-15	371
5	久慈市総合福祉センター	旭町 7-127-3	162
6	久慈東高等学校	門前 36-10	673
7	久慈高等学校	畑田 26-96	385
8	畑田保育園	寺里 27-9-1	22
9	日吉町公民館	小久慈町 53-56-2	54
10	長内中学校	小久慈町 39-2-2	446
11	久慈市小久慈市民センター	小久慈町 21-47-14	225
12	小久慈小学校	小久慈町 24-51	205
13	下柏木公民館	小久慈町 30-47-5	22
14	上長内公民館	長内町 20-27-3	49
15	下長内公民館	長内町 28-73-1	32
16	久慈東高等学校長内校舎	長内町 43-81-2	117
17	二子集会所	長内町 44-121	13
18	大尻地区漁村センター	長内町 45-135-139	61
19	生出町公民館	大川目町 1-81	24
20	久慈市夏井市民センター	夏井町早坂 8-1-1	128
21	平山小学校	夏井町早坂 14-51-7	172
22	半崎集会所	夏井町閉伊口 8-85-3	32
23	高砂公民館	夏井町閉伊口 1-28-5	24
24	久慈市宇部市民センター	宇部町 5-41	134
25	宇部小学校	宇部町 5-132-8	194
26	久慈市宇部マレットゴルフ場	宇部町 7-158-1	28
27	川原屋敷地区農村センター	宇部町 18-36-2	39
28	久喜地区防災センター (久喜保育園)	宇部町 20-149-1 (20-146-1)	40
29	小袖地区漁村センター	宇部町 23-37-1	91

8 課題の整理

避難困難地域、特定避難困難地域の解消など、全住民が津波到達予想時間までに避難完了とするための課題について次に整理した。

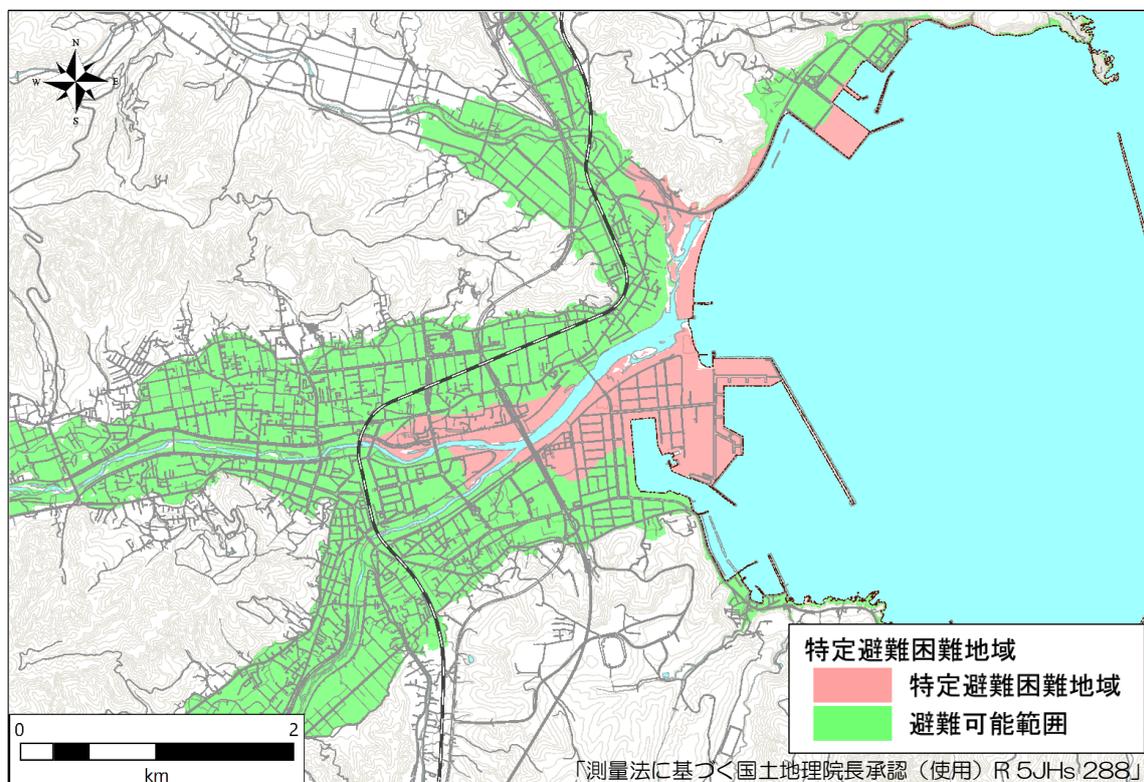


図5 特定避難困難地域（久慈市街地）

（1）指定緊急避難場所（津波避難ビル、津波避難タワー）の拡充

津波到達予測時間までに避難目標地点や指定緊急避難場所（津波避難ビル）にたどり着かない者（避難困難者）が多数想定されている。そのため、避難困難地域の解消に当たっては、民間のビル・マンションなどの高層階の建物や高台など、指定緊急避難場所（津波避難ビル、津波避難タワー）の拡充が必要である。

（2）自動車避難の検討

多くの住民が津波避難時に自動車を利用すると、交通渋滞が発生することが懸念される。また、災害の状況によっては、道路の損傷や閉塞が発生し、自動車が滞留し渋滞を引き起こす可能性もあり、東日本大震災のときにも津波避難に当たり自動車を使用し、交通渋滞が発生した事例もあることから、原則、徒歩避難としている。

一方で、自動車避難が必要な避難行動要支援者や、想定される津波に対して徒歩で避難可能な距離に適切な避難場所がない地域（避難困難地域）があることも認識していることから、引き続き、地域の実情等に応じた自動車での避難方法を、岩手県等の意見を踏まえ検討する。

(3) 避難路等の整備

地区別津波避難計画図に示している避難目標地点や避難場所までの経路には、未舗装道路や狭あい道路なども含まれている。こういった道路については、車いす等での避難が難しい。また、久慈市内は土砂災害警戒区域が多く指定されており、避難にあたり土砂災害警戒区域を通行せざるを得ないエリアもある。そのため、円滑な避難を行うため、優先順位を定めて避難路を整備していく必要がある。

(4) 指定緊急避難場所への資機材の整備

市民センター等の指定緊急避難場所には資機材等の防災用品を備蓄している箇所もあるが、基本的には、久慈市防災センターで集中管理している。そのため、簡易トイレや飲料水の準備、冬季避難を想定した防寒用品などの資機材・備蓄品について準備しておくとともに、必要に応じて分散備蓄について検討していく必要がある。

(5) 指定緊急避難場所の拡充

津波避難時に最寄りの指定緊急避難場所を目指した場合、長内地区をはじめ、指定緊急避難場所に収容しきれない地域がある。そのため、不足する地域では、指定緊急避難場所を拡充する必要がある。

(6) JR との協議の必要性

JR 久慈駅、JR 陸中夏井駅周辺の夏井地区、湊地区においては、線路を横断することにより、迅速に避難できる可能性がある。また、JR 久慈駅については地下歩道があるが、津波避難時において地下歩道での避難は危険性が高いため、津波避難時における JR 線の横断について JR 側と協議していくことが必要である。

第3章 初動体制

1 配備基準

津波警報等（津波注意報、津波警報、大津波警報をいう。以下同様）が発表された場合の職員の配備体制及び参集体制等は表 11 によるものとする。

表 11 配備基準

配備体制	配備基準	配備職員の範囲
1号 警戒配備	ア 津波注意報が発表された場合 イ インフラの故障等により避難所を開設する可能性が高まった場合 ウ その他、本部長が必要と認める場合	ア 本部長が指名する本部員 イ その他部課長が指名する者
2号 警戒配備	ア 相当規模の災害の発生のおそれがあると認められる場合 イ 津波警報が発表された場合 ウ 市内で震度5強を観測する地震が発生した場合 エ その他、本部長が必要と認める場合	ア すべての課長、支所長、室長及び公の施設等の長並びに防災及び庶務担当係長 イ その他部課長が指名する者
1号 非常配備	ア 相当規模の災害が発生した場合 イ 大津波警報が発表された場合 ウ その他、本部長が必要と認める場合	ア 係長相当職以上のすべての職員 イ その他部課長が指名する者
2号 非常配備	ア 大災害が発生した場合において、本部のすべての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講じる必要があると認められる場合 イ 市内で震度6弱以上を観測する地震が発生した場合 ウ その他、本部長が必要と認める場合	全職員

2 動員の系統

動員は、図 6 の系統によって通知する。



図 6 動員の系統

3 動員の方法

配備指令の伝達は、表 12 の方法で行う。

表 12 伝達方法

区分	伝達方法
勤務時間内	庁内放送、防災行政無線、電話等、職員招集装置等
勤務時間外	防災行政無線、携帯電話、電話等、職員招集装置等

4 自主参集

各配備体制の対象となる職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、配備基準に該当する災害の発生又は気象警報等が発表されたことを覚知したときは、配備指令を待たずに、直ちに所属公署に参集する。

5 所属公署に参集できない場合の対応

- 職員は、夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合において、やむを得ない事情により、所属公署に参集できないときは、所属公署の長に連絡の上、原則として、本庁又は最寄りの支所、公民館その他の市の公署に参集する。
- 参集した職員は、参集先の公署の長に対して到着の報告を行い、直ちに、その指示に従い必要な業務に従事する。
- 到着の報告を受けた参集先の公署の長は、その参集状況を取りまとめの上、速やかに関係各部長に報告する。
- 参集先の公署の長は、その後の事情によって、所属以外の職員を所属公署へ移動することが可能と判断した場合は、当該職員の所属長と調整の上、当該職員の移動を命ずる。

6 地震・津波時の消防団の活動

(1) 動員及び活動要領

消防団員は、表 13 の場合待機または出動し、水防活動を行う。活動要領は表 14①～⑦による。なお、消防団本部の本部分団長以上は、表 14 に示す活動要領のうち②、③、④の場合は市防災センター又は山形分署へ参集することとし、その他の本部員については団長の指示に従い、参集する。

表 13 動員基準

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○市内で震度4以上を観測する地震が発生した場合 ○岩手県沿岸に津波警報等が発表された場合 |
|---|

表 14 消防団の活動要領

区分	活動要領
①市内で震度4を観測する地震が発生した場合	<p>○全分団</p> <p>各団員は連絡の取れる状態で、自宅等で待機する。</p>
②市内で震度5弱以上を観測する地震が発生した場合	<p>○避難誘導（第1、2、3、7、8、9、11分団）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸及び漁港内を巡回し、海岸付近にいる者に避難を促す。 ・津波のおそれ無いが判明したときは、区域内の警戒広報及び被害調査を実施する。 <p>○上記以外の分団（第4、5、6、10、12、13～20分団〔第7、8分団のうち1部・班〕）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区内の警戒広報及び被害調査を実施する。 ・津波警報等が発表されたときは、後述の③・④の対応に切り替える。
③津波注意報が発表された場合	<p>○海岸水門閉鎖（第1、2、3、9、11分団）</p> <p>※津波注意報・津波警報等の発表された場合であっても、海岸水門及び陸閘は、自動閉鎖またはフラップゲートのため、消防団員が操作する必要はない。</p> <p>○河川水門閉鎖（第2分団）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波注意報発表後は、津波の河川遡上に備え、直ちに担当地区内の河川水門（フラップゲートを除く）を閉鎖する。 <p>○避難誘導（第1、2、3、7、8、9、11分団）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハンドマイク、防災行政無線の屋外拡声子局等を活用し、住民等に対する「避難誘導広報」を行う。 ・海岸及び漁港内を巡回し、海岸付近にいる者に避難を促す。 ・<u>避難誘導等の活動は、津波到達予想の15分前までとし、その後速やかに高台へ移動すること。</u> <p>○津波避難場所の対応（自主避難者対応） （第2、3、7、9分団）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波避難場所への自主避難者対応に備え、担当の指定避難場所に待機する。 <p>○待機分団（第4、5、6、10、12、13～20分団〔第7、8分団のうち1部・班〕）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応援出動等に備え、屯所で待機する。その際、屯所、消防車両等の異常の有無を点検する。

区分	活動要領
④津波警報、大津波警報が発表された場合	<p>○海岸水門閉鎖（第1、2、3、9、11分団）</p> <p>※津波警報等の発表された場合であっても、海岸水門及び陸閘は、自動閉鎖またはフラップゲートのため、消防団員が操作する必要はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波警報、大津波警報の発表後は、港内にいる者等を避難させ、避難誘導班とともに避難誘導にあたる。 <p>○河川水門閉鎖（第2、3、5、11、12分団）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波警報、大津波警報の発表後は、津波の河川遡上に備え、担当地区内の河川水門（フラップゲートを除く）を閉鎖する。 久慈川：大成橋から河口まで 長内川：幸橋から久慈川合流点まで <p>※津波警報、大津波警報の発表中においては、開扉しないこと。</p> <p>○避難誘導・津波対応避難場所の対応（第1、2、3、4、5、6、7、8、9、11、12分団）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハンドマイク、防災行政用無線の屋外拡声子局等を活用し、住民に対する「避難指示広報」を行い、津波避難場所や安全な高台へ誘導する。 ・<u>避難誘導等の活動は、津波到達予想の15分前までとし、その後速やかに高台へ移動すること。</u> <p>○待機分団（第10、13～20分団〔第5、6、7、8分団のうち1部・班〕）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応援出動等に備え、屯所で待機する。その際、屯所、消防車両等の異常の有無を点検する。
⑤避難行動要支援者安否確認	<p>○消防団員は、担当する津波浸水想定区域内に居住する避難行動要支援者の安否確認を次のとおり実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波警報、大津波警報が発表されたとき ・地震及び津波の影響により、長時間にわたり電気、水道等のライフラインが停止状態にあるとき ・その他、災害警戒本部又は災害対策本部の長が必要と認めたとき
⑥緊急時の特例	<p>○事故その他人命救助等の場合は、それぞれの規定にかかわらず、必要な限度において水門を操作することができる。ただし、この場合は直ちに消防本部及び防災危機管理課へ報告する。</p> <p>○道路の寸断や浸水による通行不能、水門操作不能、緊急退避を要する場合等、規定する活動要領を遂行することが困難な場合は、直ちに消防本部及び防災危機管理課へ報告する。</p>

区分	活動要領
⑦警戒体制の解除	<p>消防団の警戒体制の解除については、津波警報等が解除されたとき、また、災害が起こるおそれなくなったときなど、状況に応じ、市災害警戒本部もしくは災害対策本部が決定する。</p> <p>なお、水門開放については、市からの水門開放指令をもって実施する。</p>

※災害時における消防団活動・水門操作マニュアル（令和3年2月19日、久慈市・久慈市消防団）をもとに作成

（2）退避ルールの住民への理解

消防団による避難誘導等の活動は、津波到達予想の15分前までとし、その後速やかに高台へ移動する。津波災害時においては、住民が率先避難することが基本である。また、津波到達までの予想時間が短い場合など、退避を優先する必要がある場合には、消防団員も住民と一緒に率先避難することが望ましい。これらのことは、住民に対して事前に理解を求めておくことが必要である。

第4章 津波警報等の収集・伝達

1 津波警報等の種類及び伝達

(1) 津波警報等の種類と内容

気象庁が発表する津波警報等は、表 15 のとおりである。なお、本市の津波予報区は「岩手県」である。

- 気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や震源を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。
- 大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。
- 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値により発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震が発生した場合においては、津波警報等発表の時点では精度のよい地震の規模を求めることができないことから、その海域における最大の津波想定等をもとに予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。
- 予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表した場合においては、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、数値で示した予想される津波の高さを発表する。

表 15 津波警報等の種類と内容

警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	表記なし	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

- 注) 1 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 2 震源が陸地に近いと津波警報等が津波の襲来に間に合わないことがある。強い揺れや弱くても長い揺れを感じたときは、すぐに避難を開始する。
 - 3 津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがある。直ちにできる限りの避難を行う。
 - 4 津波は沿岸の地形等の影響により、局所的に予想より高くなる場合がある。ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難する。
 - 5 津波は長い時間くり返し襲う。津波警報等が解除されるまでは、避難を継続する。

(2) 津波情報の種類と内容

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

表 16 津波情報の種類と内容

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は表 15 に記載）を発表する。 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
津波観測に関する情報※ ¹	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。
沖合の津波観測に関する情報※ ²	<ul style="list-style-type: none"> 沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。

(※1)

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 津波はくり返し襲い、あとから来る波の方が高くなることがあるため、観測された津波が小さいからといって避難を止めてしまうと危険である。そのため、最大波の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- 沿岸で観測された津波の最大波の発表内容は以下のとおり。

表 17 沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を發表中	0. 2 m以上	数値で発表
	0. 2 m未満	「観測中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

(※2)

- 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波

の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値※（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。

- 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- 沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容は以下のとおり。

表 18 沖合で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を發表中	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(3) 津波予報の内容

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。なお、津波が予想されないときは、津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。

表 19 津波予報の内容

	発表される場合	内容
津波予報	0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

2 津波情報等の伝達

(1) 津波警報

- 市長は、津波警報等を受領した場合は、直ちに、その内容を関係機関に通知するとともに、住民、団体等に対して広報を行う。
- 市長は、大津波警報（津波特別警報）を受領した場合は、直ちに、その内容を地域内の住民、団体等に周知するとともに、その内容を関係機関に通知する。
- 市長は、あらかじめ、通知をすべき機関及び通知方法を定める。
- 津波警報等の受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに、県本部久慈地方支部及び関係機関との連絡を密にするなど、的確な状況の把握に努める。
- 市長は、防災行政無線の整備等により、住民、団体等に対する津波警報等の伝達手段を確保する。

(2) 津波警報等の広報手段

住民に対する伝達方法は、次のとおりとする。

ア	防災行政無線
イ	広報車
ウ	サイレン及び警鐘
エ	津波フラッグ
オ	エリアメール

(3) 防災行政無線の放送内容

津波警報等が発表された場合、次表のとおりサイレンと音声により放送する。

表 20 津波警報等が発表された場合の防災行政無線の放送内容

区分	サイレンパターン	伝達分の例
大津波警報	3秒吹鳴—2秒休止のパターンを3回放送	大津波警報。大津波警報。高い津波が来ます。直ちに高台に避難してください。こちらは久慈市です。(繰り返す)
津波警報	5秒吹鳴—6秒休止のパターンを3回放送	津波警報。津波警報。高い津波が来ます。直ちに海岸から遠く離れ、高台に避難してください。こちらは久慈市です。(繰り返す)
津波注意報	10秒吹鳴—2秒休止のパターンを3回放送	ただいま、津波注意報が発表されました。海岸付近の方は注意してください。すぐに、海岸から離れてください。こちらは久慈市です。(繰り返す)

(4) 津波警報等発表時の避難指示発令範囲

津波警報等発表時は、表 21 に示す地区に避難指示を発令する。

表 21 避難指示の発令範囲

警報等の種類	避難指示の発令範囲
大津波警報	<ul style="list-style-type: none"> ・津波浸水想定区域内の市内全域 ※山根町、山形町、枝成沢以外
津波警報	<ul style="list-style-type: none"> ・長内町：元木沢地区、玉の脇地区、下長内地区、東広美地区 ・宇部町：久喜地区、小袖地区 ・夏井町：大湊・駅前地区、半崎地区 ・湊町、源道、新井田 ※範囲図は図 7、図 8 参照。
津波注意報	<ul style="list-style-type: none"> ・防潮堤より海側の地区

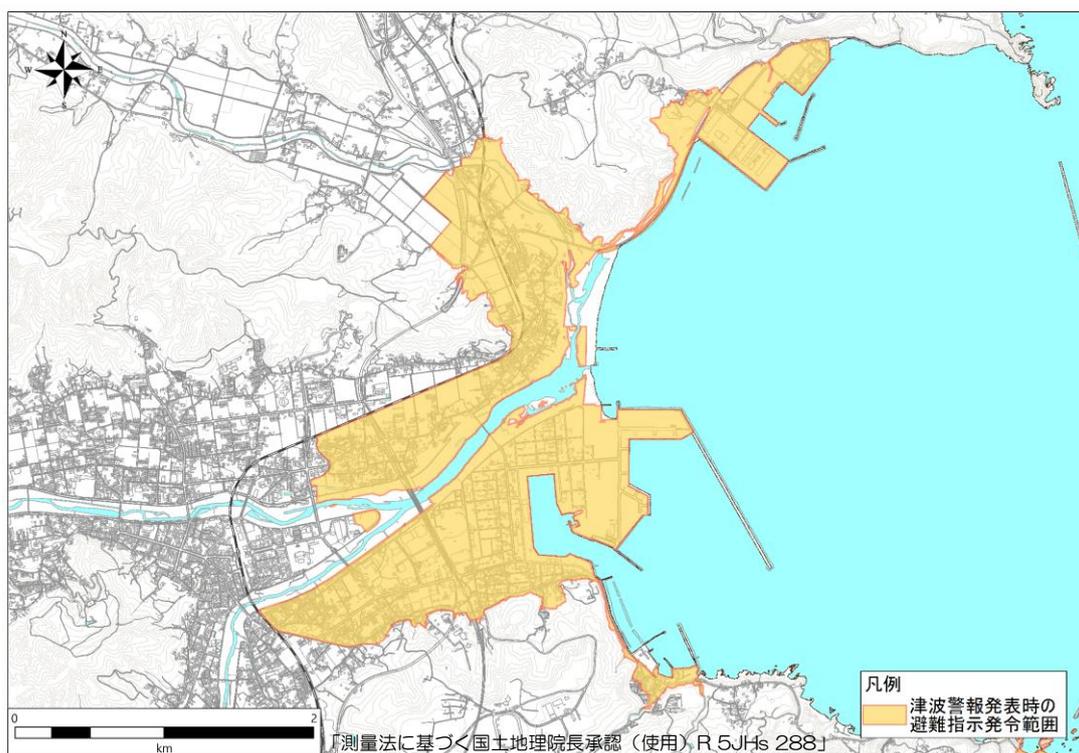


図7 津波警報発表時の避難指示発令範囲（市街地付近）

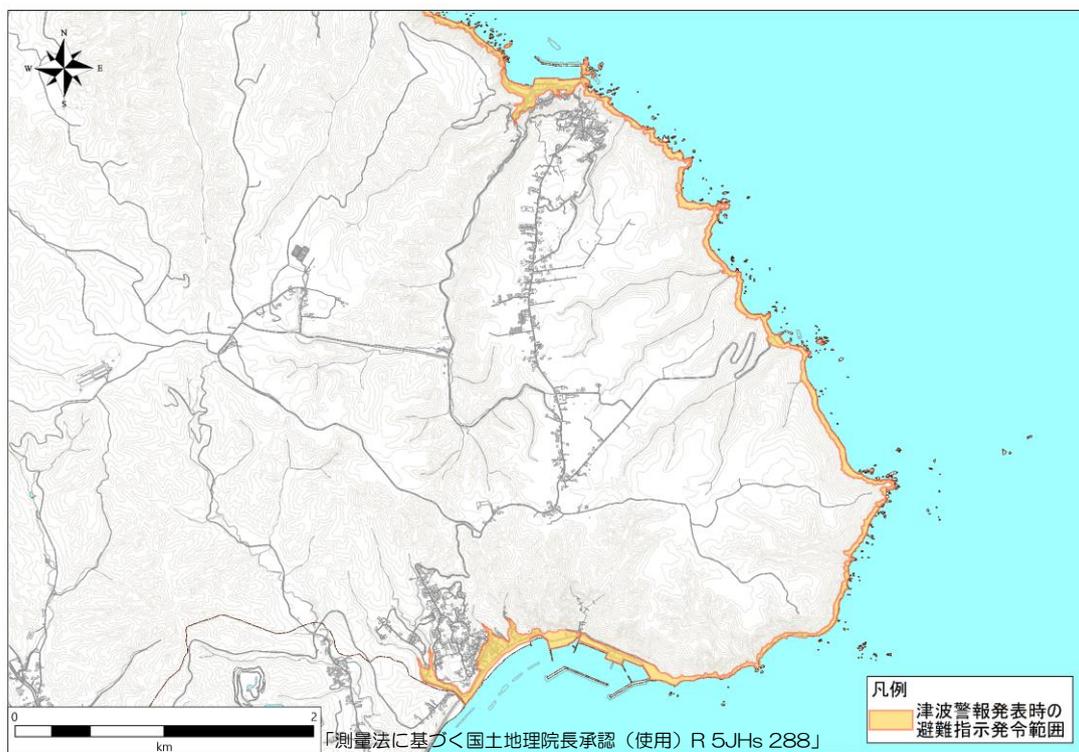


図8 津波警報発表時の避難指示発令範囲（宇部地区（小袖・久喜））

第5章 避難指示の発令

津波が発生し、又は発生するおそれがある場合、避難対象地域の居住者等に対して避難指示を発令する。避難指示の発令基準、伝達方法等は次のとおりとする。

1 避難指示の実施責任者

津波発生のおそれがあるときの避難指示の発令は市長が行う。市長と連絡がとれない場合は、その職務を副市長が執行する。

表 22 避難指示の実施機関

実施機関（責任者）	担当業務
市長	必要と認める地域の必要と認める住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き指示〔水防法第29条、災害対策基本法第60条〕
知事	必要と認める区域の居住者に対する避難のための立退き指示〔水防法第29条、地すべり等防止法第25条、災害対策基本法第60条、61条、警察官職務執行法第4条〕
第二管区海上保安本部 （八戸海上保安部）	必要と認める地域の必要と認める住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き指示〔災害対策基本法第61条〕
陸上自衛隊 岩手駐屯部隊	1 その場に居合わせた者、事物の管理者その他の関係者に対する避難のための警告又は避難のための措置〔自衛隊法第94条〕 2 災害派遣要請に基づく避難の援助

2 避難指示の発令基準

津波時の避難指示は表 23 に示す基準で行う。

表 23 避難指示の発令基準

警戒レベル	区分	発令基準
レベル4	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・津波注意報が発表されたとき（海岸堤防等より海側の地域のみ） ・津波警報が発表されたとき ・大津波警報が発表されたとき ・停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じたとき、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じたとき <p>【遠地地震の場合の避難情報】</p> <p>遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、必要に応じて高齢者等避難の発令を検討する。</p>

3 避難指示の伝達

避難についての住民に対する周知の方法、内容の伝達は、次のとおりとする。

(1) 避難指示の内容

避難指示は、次の事項を明示して行う。

- | | |
|---|---------------|
| ア | 発令者 |
| イ | 避難指示の日時 |
| ウ | 避難指示の理由 |
| エ | 避難対象地域 |
| オ | 避難対象者及びとるべき行動 |
| カ | 避難先 |
| キ | 避難経路 |
| ク | その他必要な事項 |

(2) 周知の方法

避難指示の伝達は、迅速的確に住民に周知できる方法により実施するが、概ね次の方法による。

- | | |
|---|-----------------------|
| ア | 防災行政無線 |
| イ | Lアラート |
| ウ | テレビ |
| エ | ラジオ（コミュニティFM放送を含む。） |
| オ | 携帯電話（緊急速報メール機能を含む。） 等 |

(3) 避難時の留意点

津波発生時の心得 10 箇条は次のとおりである。

- | | |
|---|---|
| ① | 小さな揺れでも油断禁物！
小さな揺れでも大津波の危険性がある。 |
| ② | 高い場所へ避難する
海岸から「より遠くへ」ではなく、「より高い」場所へ避難する。 |
| ③ | 津波のスピードは速い！
津波警報等が出る前に来る津波もある。揺れを感じたら、直ちに避難する。 |
| ④ | 津波は繰り返し来る！
津波は2回、3回と襲ってくる。波が落ち着くまでは注意する。 |
| ⑤ | 引き潮がなくても注意
震源付近の地形によっては、引き潮が起こらない津波もある。 |
| ⑥ | 満潮の時は要注意
水位が高くなっているため、被害が大きくなる。 |
| ⑦ | 正しい情報を聞く |

防災行政無線放送やテレビ・ラジオなどで正しい情報を聞く。

⑧河川に近づかない

津波は河川をさかのぼってくるので、河川には絶対に近づかないようにする。

⑨海岸に近づかない

津波警報等が解除されるまで、海辺には絶対に近づかないようにする。

⑩海上では

沿岸にいる場合、大型船舶は沖へ避難、小型船舶は至急海岸に着けて、乗員は高台に避難する。

参考：東北地方整備局三陸国道事務所 HP をもとに作成

第6章 津波避難対策の教育、啓発

職員に対する防災教育を実施するとともに、津波発生時に円滑な避難を実施するために、津波の恐ろしさや海岸付近の津波の危険性、津波発生メカニズム、津波に対する心得、避難方法等について、地域の実情に応じた教育・啓発の普及・徹底を継続的に実施又は推進する。

1 職員に対する防災教育

- 防災関係機関は、職員に対し、震災時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、全職員を対象とした講習会、研修会若しくは検討会等を開催し、又は防災関係資料を配布して、防災教育の普及徹底を図る。
- 災害発生時において、防災知識に基づいた活躍が期待されることから、防災士の資格取得を推進する。

2 住民等に対する防災知識の普及

- 市は、「津波災害から命を落とさない」ことを第一に、住民自らが、避難目標地点等（避難目標地点、指定緊急避難場所、指定避難所をいう。以下同様）への避難行動を体得できるよう、定期的かつ継続的な訓練を自主防災組織等と連携して実施又は推進する。また、震災時において、住民一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、次の方法や内容を組み合わせ防災知識の普及徹底を図る。
- 「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域住民の連帯意識に基づき、地域において自主的な防災活動を行う自主防災組織の結成促進を図るものとし、地域における防災活動の中心的な役割を担う人材を育成するため、防災士の資格取得を促進する。また、共助の取組として、自主防災組織や防災士等は、地域における共助の担い手として防災活動や要配慮者等への支援等を積極的に行うとともに、発災時は地域における情報の収集・伝達、避難誘導等、災害の拡大防止に努める。
- 「自分の身は自分で守る」という自助の取組として、住民は津波が想定される場合に迅速に避難できるよう、自宅の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止対策、窓ガラスの飛散防止対策等の実施に努めるとともに、非常持出品（安全に避難するために必要最低限、持ち出すもの）の準備等に努める。また、自宅や職場等の頻繁に行く場所等における津波の危険性（津波浸水想定区域、基準水位等）、避難目標地点、避難場所、避難経路、避難に必要な時間、家族との連絡方法等について確認しておくよう努める。
- 事業者は、災害が発生した場合における事業の継続又は早期の復旧のための計画（事業継続計画）を作成し、普段から地域における防災活動に参加するとともに、発災時は地域における情報の収集・伝達、避難誘導等、災害の拡大防止に努める。

（1）普及啓発の方法

「防災週間（8月30日～9月5日）」、「津波防災の日（11月5日）」及び防災関連行事等を通

じて、住民に対し、津波災害の危険性を周知させるとともに、次の事項について普及・啓発を図る。

- ア 講習会、研修会、講演会、展示会等の開催
- イ インターネット、広報誌の活用
- ウ HUG等の図上訓練を活用した災害の疑似体験
- エ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
- オ 防災関係資料の作成、配布
- カ 防災映画、ビデオ、スライド等の上映、貸出し
- キ 自主防災活動に対する指導
- ク 岩手県防災指導車による災害の疑似体験
- ケ 久慈市防災センターの活用

(2) 普及啓発の内容

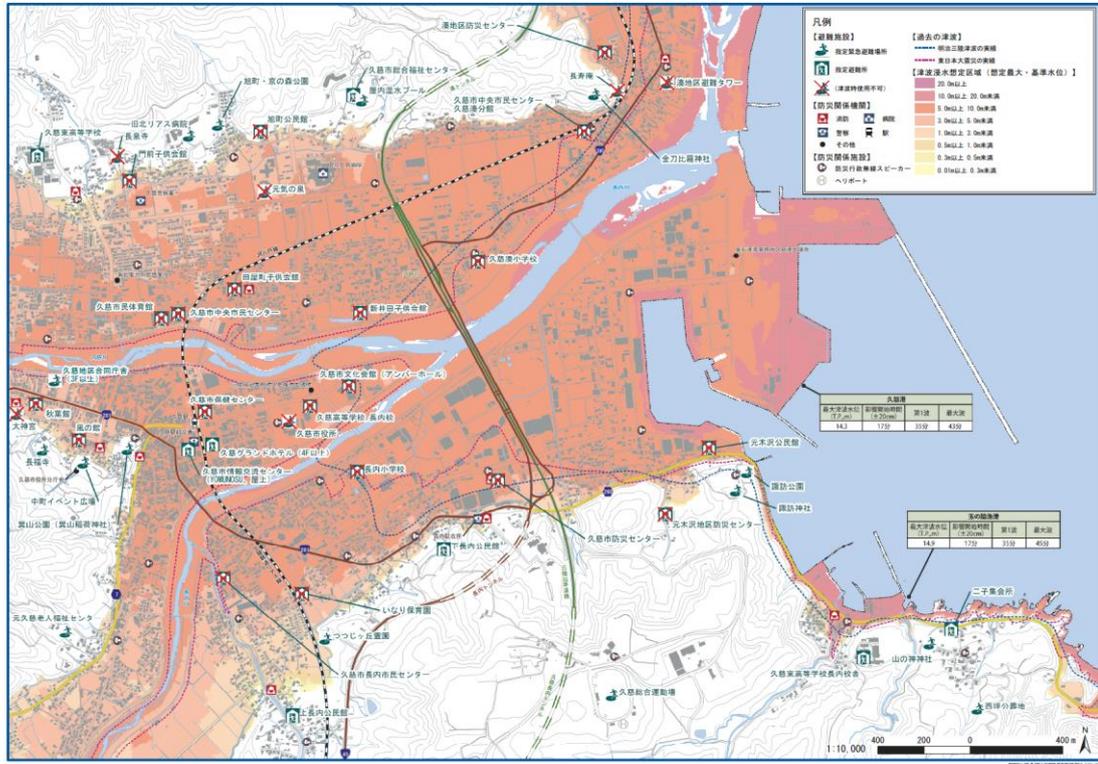
防災知識の普及啓発の内容は次の事項に重点を置いて実施する。

- ア 地震及び津波に関する一般的知識
- イ 緊急地震速報、津波警報、避難指示等の意味及び内容
- ウ ハザードマップ
- エ 平常時における心得
 - ① 避難目標地点等や避難経路を確認し、実際に歩いてみる。
 - ② 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄及び非常持出品（救急箱・お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、電池等）の準備を行う。
 - ③ いざというときの対処方法を検討する。
 - ④ 災害時の家族内の連絡方法や避難の仕方を決めておく。
- オ 地震及び津波の発生時の心得
- カ 災害危険箇所に関する知識
- キ 過去の主な災害事例
- ク 地震及び津波対策の現状

【総合防災ハザードマップ】

市防災危機管理課ホームページで、津波ハザードマップを公開している。

<https://bousai.city.kuji.iwate.jp/contents/pc/hazardmap.html>



3 児童、生徒等に対する教育

- 市は、児童、生徒等に対し、防災教育を実施するとともに、教職員、父母等に対し、災害時における避難等の防災に関する心得及び知識の普及を図る。
- 教育関係機関及び防災関係機関は、地理的要件など地域の実情に応じた防災教育を行う。
- 教育関係機関及び防災関係機関は、災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせることや、学校と地域が連携した実践的な防災教育の視点による指導を継続的に行う。
- 市は、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実を図る。

なお、実施に当たっては、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。

4 防災文化の継承

- 防災関係機関等は、地震・津波災害の経験や教訓を次世代に継承し、防災を文化にまで昇華し、「防災文化」として将来に活かすことにより、地域防災力の向上を図る。
- 防災関係機関等は、地震・津波災害の経験や教訓を次世代に継承していくため、地震・津

波災害に関する資料を収集・整理・保存し、住民等が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるとともに、地震・津波災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。

- 住民等は、自ら地震・津波災害の経験や教訓を次世代に継承するよう努め、防災関係機関等は、各種資料の活用等により、これを支援する。

5 防災と福祉の連携

市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

6 専門家の活用

市は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組みが適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

7 防災センターによる防災知識の普及等

- 防災知識の普及及び自主防災組織等の育成の活動拠点として、久慈市防災センター（以下、本節中「防災センター」という。）の整備充実に努める。
- 防災センターにおいては、「見る」、「触れる」、「体験する」ことを中心に、様々な災害の発生の仕組みとその対策、市民が心がけておくべき事項等についての防災知識の普及を行う。
- 防災センターの業務は、次のとおりとする。

- | |
|-------------------|
| ア 防災に関する資料及び機器の展示 |
| イ 防災に関する教育、指導及び相談 |
| ウ 災害応急対策用資機材の備蓄 |

8 避難誘導標識等による啓発

過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組みを行う。

なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

第7章 津波避難訓練の実施

市は、住民の円滑な避難と津波防災への意識啓発と、津波災害時における職員の対応能力の向上、防災関係機関との協力体制の確立を図るため、津波避難訓練を毎年度実施する。

1 実施方法

- 市は、災害対策基本法に基づき、自ら主催者及び実施者となり、広く防災関係機関に参加を呼びかけ、訓練の目的を明確にした上で、津波避難訓練を実施するとともに、訓練結果の事後評価を通して成果及び課題を明らかにし、その改善に努める。
- 訓練は、毎年1回以上、地域の実情に応じた適宜の時期に実施日及び実施会場を設定し、定期的に実施する。

2 実施に当たって留意すべき事項

- 訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるとともに、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練（避難目標地点等への即避難）を行うなど、地震・津波発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。
- 津波の発生のおそれのある場合又は津波が発生した場合に、迅速に避難行動ができるよう、津波被害のおそれのある地域にある学校等においては、津波の発生を想定した避難訓練を、定期的かつ継続的に実施に努める。また、訓練をより効果的にするため、家庭・地域や関係機関との連携についても考慮する。

3 訓練の内容等

市は、地震・津波に関する訓練について、次の事項に留意して実施する。

(1) 津波警報等の収集・伝達

初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、情報機器類操作方法の習熟の他、防災行政無線の可聴範囲の確認、市民等への分かりやすい広報文案の適否等を検証する。

(2) 津波避難訓練

市が作成・配布した津波避難計画図において設定した避難目標地点や避難経路等を参考に、住民が津波避難を通じ、実際に避難することにより、経路の確認、避難の際の危険性等を把握する。また、夜間における実施により、街灯等の確認も必要である。

第8章 その他の留意点

1 観光客、釣り客、海水浴客等の避難対策

市は、観光客等の避難対策について、次の事項に留意し実施する。

(1) 情報伝達

市は、防災行政無線、サイレン吹鳴、緊急速報メール等を活用して、情報の伝達、発信を行う。また、観光施設、宿泊施設等の施設管理者は、利用者への情報伝達マニュアルを定める。

(2) 施設管理者の避難対策

観光施設、宿泊施設等の施設管理者は、原則として、その利用者や従業員等を避難させる必要がある。基本的には津波浸水想定区域の外へ避難誘導するものとし、津波からの避難が間に合わないような場合は、津波避難ビルに避難誘導する。なお、観光関係事業者等は、観光客等の避難方法や避難場所等を定めた避難計画を作成し、情報伝達訓練を含む津波避難訓練の実施に努めるものとし、市は、これに対して必要な助言等を行う。

(3) イベント開催時の避難対策

津波浸水想定区域で多数の来場者が見込まれるイベントを行う際には、市は有事に備え、情報伝達や避難誘導に対する十分な対策と、あらかじめ避難先や中止の判断基準などについて、主催者に対し要請するほか、関係機関と協力し、混乱発生の防止に努める。

(4) 緊急避難場所の確保、看板・誘導標識の設置

観光客等（観光客、外国人、海岸・港湾工事現場での就労者など）の地理不案内で津波の認識が低い外来者に対しては、海拔・津波浸水想定区域・具体的な津波襲来時間や高さ、避難方向（誘導）や緊急避難場所等が容易に理解できる案内看板等の設置が必要である。したがって、緊急避難場所等については、可能な範囲で、J I S・I S O化された津波に関する統一標識の図記号を使用する。

(5) 津波啓発、避難訓練の実施

沿岸部以外の地域から訪れた海水浴、釣りなどのレクリエーション客や観光施設の利用者等に対し、津波に対する心得や当該地域の津波の危険性、指定緊急避難場所等を掲載した啓発用パンフレットを釣具店や海の家、海水浴場の駐車場等において配布するといった取組、パンフレットに限らず包装紙や紙袋等への印刷といった工夫、ホームページによる広報やスマートフォンを活用した啓発など、関係業者等を含めた取組が重要である。

また、避難訓練にあたっては観光客等参加型の訓練が必要であり、海水浴シーズン、観光シーズン中に訓練を実施する必要がある。

2 避難行動要支援者の避難対策

津波避難において災害時要援護者となりうる要因としては、大きく分けて次のことが考えられるが、各々の要因を考慮して、次の点に留意しながら避難対策を検討することが重要である。

(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画

- 市は、避難行動要支援者情報の収集・共有や避難支援プラン（全体計画・個別避難計画）の策定について、社会福祉協議会、民生委員、福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者の理解を深める取組を進める。
- 市は、避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平常時から収集し、避難行動要支援者名簿を整備の上、電子データ、ファイル等で管理、関係機関と共有する。
- 市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と協力して、名簿を整備した避難行動要支援者の同意を得て、個別避難計画の作成に努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用には支障が生じないよう、適切な管理に努める。
- 津波避難に係る個別避難計画について、市は、避難支援等実施者が見つからない場合であっても、救助等の際に必要な当該避難行動要支援者の情報を整理しておき、避難支援等実施者が選定され次第、更新するよう努める。
- 市は、避難行動要支援者本人の同意がある場合には、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、あらかじめ個別避難計画を提供するよう努める。
- 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者に対し、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から必要な配慮に努める。
- 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地区全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、避難訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

(2) 災害情報等の伝達体制の整備

- 避難行動要支援者の避難支援は、自助及び地域（近隣）の「共助」を基本とし、市は、避難行動要支援者への避難支援対策に対応した避難情報を発令するとともに、消防団や自主防災組織等を通じ、避難行動要支援者及び避難支援者までの迅速・確実な伝達体制の整備を行う。
- 市は、情報伝達のため、消防団や自主防災組織等への情報伝達責任者（班）を明確にする。
- 消防団及び自主防災組織等は、情報伝達網の複数ルート化等に配慮するとともに、福祉・医療関係者と連携し、情報伝達を実施するよう努める。
- 市は、平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体等の福

社・医療関係者との連携を深め、発災時には、これらが構築しているネットワークを情報伝達に活用する。

- 市は、要配慮者利用施設の管理者に対し、避難指示等を確実に伝えるための情報伝達体制を整備する。

(3) 避難誘導

市は、警察署、消防署、消防団、自主防災組織等と協力し、避難行動要支援者を優先した避難誘導體制の整備を図る。

(4) 社会福祉施設等の安全確保対策

- 社会福祉施設等は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等に努める。
- 特に、スロープ等の段差解消設備等を設置し、施設内部や周辺のバリアフリー化に努めるとともに、防災資材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資についても配備するよう努める。
- 社会福祉施設等は、入所者及び従事者等に対し、避難経路及び指定緊急避難場所を周知し、平常時から基本的な防災行動がとれるよう定期的に防災教育及び防災訓練を実施する。また、避難支援計画を策定し、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導方法を確立する。

(5) 要配慮者に配慮した防災訓練等の実施について

市は、避難計画に基づき、地域において要配慮者を支援する体制を確認するなど、要配慮者に十分配慮しながら防災訓練等の実施に努める。

(6) 外国人の安全確保対策について

1) 防災教育、防災訓練の実施

防災関係機関は、県、市町村及び国際交流関係団体等の協力を得て、外国人に対し、多言語による防災知識の普及に努める。

また、市は、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかける。

なお、市は、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習の開催を働きかけるように努める。

2) 避難計画

市は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在留外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、避難支援体制の整備を行い、避難誘導が迅速に行われるよう配慮する。

3) 情報伝達及び案内標示板等の整備

市は、災害時において外国人が迅速かつ的確に避難することができるよう、多言語ボランティア等の協力を得て、多言語等による避難指示等の伝達手段の確保に努める。また、指定

緊急避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、ピクトグラムの活用等によりわかりやすく効果的なものにするとともに、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

4) 情報の提供

市は、インターネット等を活用した多言語及びやさしい日本語による災害情報の提供に努める。

3 各施設の計画の策定

本市は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されている。

そのため、水深30cm以上の浸水が想定される区域で、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する事業者は、以下の事項を定めた日本海溝・千島海溝地震対策計画又は日本海溝・千島海溝地震防災規程を作成し、防災訓練の実施など必要な対策を講じる。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 津波からの円滑な避難の確保に関する事項② 後発地震への注意を促す情報が発信された際の防災対応に関する事項③ 防災訓練に関する事項④ 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項 |
|---|

資料編

資料 1 避難対象者数（地割・町丁目別）

No	町丁目、地割	津波浸水想定（水位、時間）		避難対象者数（人）		
		基準水位	津波到達予想時間（分）	夜間	平日 昼間	休日 昼間
10108	大沢第8地割	3.67	45.0	50	120	110
10109	大沢第9地割	0.91	49.2	10	*	10
10205	川貫第5地割	2.30	43.1	10	*	*
10206	川貫第6地割	4.47	43.3	70	40	50
10207	川貫第7地割	5.03	42.6	400	260	320
10209	川貫第9地割	0.43	95.8	0	40	40
10305	西の沢第5地割	3.11	43.9	20	*	10
10306	西の沢第6地割	4.85	41.2	130	180	170
10403	荒町第3地割	5.96	40.5	90	140	180
10404	荒町第4地割	2.76	40.0	*	*	*
10504	八日町第4地割	浸水区域内に建物なし		0	0	0
10905	巽町第5地割	3.99	38.6	*	*	*
11105	柏崎第5地割	4.23	38.6	10	10	10
11201	中町第1地割	0.89	40.2	*	*	*
11401	表町第1地割	5.68	36.6	*	*	*
11601	川崎町第1地割	7.75	34.6	30	210	200
11602	川崎町第2地割	7.40	34.4	120	280	270
11603	川崎町第3地割	8.43	32.6	60	470	270
11604	川崎町第4地割	6.81	35.7	20	340	280
11701	荒町一丁目	4.99	38.3	80	60	120
11702	荒町二丁目	4.36	39.7	60	30	60
11801	八日町一丁目	5.33	37.2	50	230	110
11802	八日町二丁目	4.76	38.8	90	60	100
11901	十八日町一丁目	6.25	37.0	70	80	120
11902	十八日町二丁目	5.27	38.4	50	50	100
12001	二十八日町一丁目	6.75	37.5	40	100	70
12002	二十八日町二丁目	5.49	37.8	30	30	60
12101	中の橋一丁目	6.74	36.4	60	100	190
12201	中町一丁目	4.69	38.0	50	30	60
12202	中町二丁目	4.43	38.9	50	320	270
12301	中央一丁目	7.32	36.3	70	170	200
12302	中央二丁目	7.49	36.4	60	160	170

No	町丁目、地割	津波浸水想定（水位、時間）		避難対象者数（人）		
		基準水位	津波到達予想時間（分）	夜間	平日 昼間	休日 昼間
12303	中央三丁目	6.71	36.8	20	130	110
12304	中央四丁目	6.28	37.4	50	40	70
12401	巽町一丁目	6.12	37.6	100	60	120
12402	巽町二丁目	6.09	37.3	90	40	90
12501	本町一丁目	7.58	35.6	80	90	160
12502	本町二丁目	6.50	36.6	60	70	110
12503	本町三丁目	6.84	37.0	70	290	210
12601	柏崎一丁目	6.29	37.9	60	20	50
12701	田高一丁目	6.15	38.4	100	30	60
20104	新中の橋第4地割	7.51	36.1	80	320	310
20105	新中の橋第5地割	6.70	35.9	10	50	60
20137	新中の橋第37地割	6.87	36.5	160	380	510
20325	畑田第25地割	浸水区域内に建物なし		0	0	0
20326	畑田第26地割	3.19	45.6	310	620	280
20527	寺里第27地割	1.49	51.9	10	10	20
20530	寺里第30地割	4.52	42.1	150	50	70
20531	寺里第31地割	4.04	41.6	150	100	200
20533	寺里第33地割	1.06	44.6	30	*	10
20631	栄町第31地割	5.27	40.0	360	630	190
20632	栄町第32地割	6.27	38.6	320	500	270
20637	栄町第37地割	6.05	37.6	270	360	300
20732	天神堂第32地割	5.44	40.4	150	380	80
20733	天神堂第33地割	3.34	42.5	230	30	60
20734	天神堂第34地割	1.15	43.5	40	*	10
20735	天神堂第35地割	2.21	41.3	40	10	30
20736	天神堂第36地割	4.90	39.7	420	120	160
20737	天神堂第37地割	5.81	39.0	350	80	170
20801	門前第1地割	3.71	37.6	170	80	150
20802	門前第2地割	5.31	37.6	180	40	80
20803	門前第3地割	5.78	36.5	270	50	90
20804	門前第4地割	7.25	36.9	80	220	40
20805	門前第5地割	6.36	35.9	150	30	50
20806	門前第6地割	6.46	35.8	240	130	140
20836	門前第36地割	4.01	39.4	60	10	20

No	町丁目、地割	津波浸水想定（水位、時間）		避難対象者数（人）		
		基準水位	津波到達予想時間（分）	夜間	平日 昼間	休日 昼間
20837	門前第37地割	6.55	37.7	380	80	160
20907	旭町第7地割	5.81	34.2	200	150	310
20908	旭町第8地割	7.49	35.2	120	220	140
20909	旭町第9地割	7.12	34.4	80	370	120
20910	旭町第10地割	8.44	33.9	20	90	30
20911	旭町第11地割	9.24	33.5	30	40	60
21007	京の森第7地割	2.40	38.0	40	30	50
21112	源道第12地割	9.43	32.9	110	190	80
21113	源道第13地割	9.69	31.0	130	70	150
21114	源道第14地割	9.62	32.2	70	30	70
21116	源道第16地割	9.92	31.8	20	10	30
21117	源道第17地割	10.04	31.4	10	10	20
21201	田屋町第1地割	9.07	33.3	280	280	460
21202	田屋町第2地割	8.34	33.8	190	90	160
21303	新井田第3地割	9.92	32.8	340	220	250
21304	新井田第4地割	9.66	32.9	240	90	180
21305	新井田第5地割	9.16	32.2	170	60	120
21413	湊町第13地割	5.69	31.5	10	10	10
21414	湊町第14地割	10.45	32.0	120	70	90
21415	湊町第15地割	11.08	31.4	150	170	100
21416	湊町第16地割	10.72	31.7	20	10	20
21417	湊町第17地割	10.58	31.2	50	170	40
21418	湊町第18地割	11.11	30.7	50	20	40
21419	湊町第19地割	10.46	30.7	130	90	70
21420	湊町第20地割	11.06	29.9	130	50	90
21421	湊町第21地割	9.15	29.6	120	60	90
21422	湊町第22地割	9.52	29.3	60	20	50
21423	湊町第23地割	10.00	29.7	70	60	40
30127	小久慈町第27地割	浸水区域内に建物なし		0	0	0
30128	小久慈町第28地割	1.25	50.9	80	10	30
30129	小久慈町第29地割	浸水区域内に建物なし		0	0	0
30131	小久慈町第31地割	0.49	96.9	*	*	*
30132	小久慈町第32地割	1.99	47.9	20	10	20
30133	小久慈町第33地割	0.83	50.7	*	*	*

No	町丁目、地割	津波浸水想定（水位、時間）		避難対象者数（人）		
		基準水位	津波到達予想時間（分）	夜間	平日 昼間	休日 昼間
30134	小久慈町第3 4 地割	1.71	46.8	110	30	50
30135	小久慈町第3 5 地割	2.07	46.8	40	10	20
30136	小久慈町第3 6 地割	2.77	43.5	210	70	140
30137	小久慈町第3 7 地割	2.41	43.7	150	180	70
30138	小久慈町第3 8 地割	浸水区域内に建物なし		0	0	0
30141	小久慈町第4 1 地割	浸水区域内に建物なし		0	0	0
30142	小久慈町第4 2 地割	1.29	48.2	20	*	10
30143	小久慈町第4 3 地割	浸水区域内に建物なし		0	0	0
30144	小久慈町第4 4 地割	浸水区域内に建物なし		0	0	0
30147	小久慈町第4 7 地割	浸水区域内に建物なし		0	0	0
40104	長内町第4 地割	6.68	36.2	0	50	0
40106	長内町第6 地割	5.38	38.6	40	130	80
40107	長内町第7 地割	5.57	38.5	130	20	50
40108	長内町第8 地割	4.90	40.2	160	40	70
40109	長内町第9 地割	4.50	39.8	160	30	70
40110	長内町第1 0 地割	3.74	42.3	40	10	10
40111	長内町第1 1 地割	3.57	43.0	140	20	40
40112	長内町第1 2 地割	4.39	41.0	340	80	160
40113	長内町第1 3 地割	浸水区域内に建物なし		0	0	0
40114	長内町第1 4 地割	浸水区域内に建物なし		0	0	0
40115	長内町第1 5 地割	4.95	39.6	*	*	*
40116	長内町第1 6 地割	6.73	37.3	200	90	100
40117	長内町第1 7 地割	0.83	43.1	*	*	*
40120	長内町第2 0 地割	2.78	38.7	70	20	30
40121	長内町第2 1 地割	6.26	37.3	270	240	120
40122	長内町第2 2 地割	6.98	35.9	110	90	120
40123	長内町第2 3 地割	7.36	35.7	190	240	120
40124	長内町第2 4 地割	7.64	34.2	360	260	470
40125	長内町第2 5 地割	8.12	33.2	200	210	300
40126	長内町第2 6 地割	6.56	35.6	80	20	50
40127	長内町第2 7 地割	8.07	33.5	190	200	250
40128	長内町第2 8 地割	4.48	33.5	140	50	90
40129	長内町第2 9 地割	7.67	31.7	30	210	200
40130	長内町第3 0 地割	8.23	31.6	50	410	560

No	町丁目、地割	津波浸水想定（水位、時間）		避難対象者数（人）		
		基準水位	津波到達予想時間（分）	夜間	平日 昼間	休日 昼間
40131	長内町第3 1地割	8.03	32.6	0	30	30
40132	長内町第3 2地割	9.65	32.2	40	190	160
40133	長内町第3 3地割	9.38	30.7	0	100	70
40134	長内町第3 4地割	9.74	30.8	10	240	230
40135	長内町第3 5地割	14.41	23.1	130	30	70
40136	長内町第3 6地割	10.96	26.0	270	160	270
40137	長内町第3 7地割	10.18	27.3	160	590	470
40140	長内町第4 0地割	11.63	25.7	10	150	20
40141	長内町第4 1地割	浸水区域内に建物なし		0	0	0
40142	長内町第4 2地割	12.71	23.6	0	90	0
40143	長内町第4 3地割	13.91	21.6	40	20	10
40144	長内町第4 4地割	12.51	26.1	*	10	20
40145	長内町第4 5地割	8.94	27.0	*	*	10
40146	長内町第4 6地割	11.02	25.5	*	*	*
40147	長内町第4 7地割	13.43	23.8	*	*	*
50101	大川目町第1地割	0.16	98.7	*	*	*
50102	大川目町第2地割	2.30	45.0	10	70	90
50116	大川目町第1 6地割	浸水区域内に建物なし		0	0	0
60311	夏井町早坂第1 1地割	0.33	41.3	*	*	*
60313	夏井町早坂第1 3地割	1.86	38.5	20	*	10
60314	夏井町早坂第1 4地割	3.10	36.2	30	10	10
60315	夏井町早坂第1 5地割	1.15	38.4	20	10	10
60317	夏井町早坂第1 7地割	4.40	35.6	10	*	10
60401	夏井町大崎第1地割	0.66	38.5	*	*	*
60402	夏井町大崎第2地割	2.32	37.3	10	*	10
60403	夏井町大崎第3地割	3.51	33.0	10	*	10
60404	夏井町大崎第4地割	1.88	37.1	20	10	10
60405	夏井町大崎第5地割	浸水区域内に建物なし		0	0	0
60406	夏井町大崎第6地割	3.12	35.1	*	*	*
60407	夏井町大崎第7地割	浸水区域内に建物なし		0	0	0
60408	夏井町大崎第8地割	8.93	31.4	80	20	40
60409	夏井町大崎第9地割	7.15	31.9	20	110	10
60410	夏井町大崎第1 0地割	7.08	31.4	10	*	10
60411	夏井町大崎第1 1地割	9.28	30.1	80	30	50

No	町丁目、地割	津波浸水想定（水位、時間）		避難対象者数（人）		
		基準水位	津波到達予想時間（分）	夜間	平日 昼間	休日 昼間
60412	夏井町大崎第1 2地割	9.40	30.6	20	10	20
60413	夏井町大崎第1 3地割	10.51	29.5	50	50	40
60414	夏井町大崎第1 4地割	8.31	29.5	100	80	50
60415	夏井町大崎第1 5地割	9.85	29.2	10	90	10
60506	夏井町鳥谷第6地割	浸水区域内に建物なし		0	0	0
60507	夏井町鳥谷第7地割	3.55	37.3	20	60	70
60508	夏井町鳥谷第8地割	4.75	35.5	20	60	90
60509	夏井町鳥谷第9地割	7.94	32.2	90	60	40
60601	夏井町閉伊口第1地割	0.03	42.9	*	*	*
60603	夏井町閉伊口第3地割	浸水区域内に建物なし		0	0	0
60604	夏井町閉伊口第4地割	1.69	39.1	10	*	10
60606	夏井町閉伊口第6地割	4.79	35.1	20	*	10
60607	夏井町閉伊口第7地割	7.06	33.1	50	10	20
60608	夏井町閉伊口第8地割	18.67	23.4	70	250	30
60609	夏井町閉伊口第9地割	10.09	27.9	0	*	0
70107	宇部町第7地割	1.62	79.5	10	*	10
70108	宇部町第8地割	浸水区域内に建物なし		0	0	0
70109	宇部町第9地割	2.61	45.8	*	*	*
70110	宇部町第10地割	1.65	42.9	10	*	*
70111	宇部町第11地割	3.92	41.3	*	*	*
70112	宇部町第12地割	6.26	40.3	30	20	30
70113	宇部町第13地割	6.65	38.6	20	30	30
70114	宇部町第14地割	8.64	36.8	30	10	20
70115	宇部町第15地割	5.51	37.5	20	10	10
70116	宇部町第16地割	浸水区域内に建物なし		0	0	0
70120	宇部町第20地割	10.41	29.5	60	10	30
70121	宇部町第21地割	10.42	29.3	40	10	20
70122	宇部町第22地割	14.71	21.2	10	*	*
70124	宇部町第24地割	14.91	22.8	20	30	30
80304	侍浜町桑畑第4地割	6.13	26.6	0	*	0
80305	侍浜町桑畑第5地割	浸水区域内に建物なし		0	0	0
80406	侍浜町外屋敷第6地割	5.40	25.5	0	*	*
80607	侍浜町向町第7地割	浸水区域内に建物なし		0	0	0
80906	侍浜町横沼第6地割	浸水区域内に建物なし		0	0	0

No	町丁目、地割	津波浸水想定（水位、時間）		避難対象者数（人）		
		基準水位	津波到達予想時間（分）	夜間	平日 昼間	休日 昼間
80907	侍浜町横沼第7地割	浸水区域内に建物なし		0	0	0
80908	侍浜町横沼第8地割	9.48	25.9	0	*	0
81002	侍浜町白前第2地割	7.54	27.3	0	0	0
81006	侍浜町白前第6地割	浸水区域内に建物なし		0	0	0
81104	侍浜町本波第4地割	浸水区域内に建物なし		0	0	0
81112	侍浜町本波第12地割	12.28	24.4	0	0	0
81201	侍浜町麦生第1地割	14.58	24.1	0	20	*
81204	侍浜町麦生第4地割	浸水区域内に建物なし		0	0	0
	合計	18.67	21.2	15,270	16,670	16,270

※基準水位、浸水開始時間は大字内の建物を包括するメッシュで判定。基準水位は最大値、浸水開始時間は最速の値を抽出。なお、大字内に建物がないものは「浸水区域内に建物なし」とした。

※避難困難者数について、0は「0」、0より大きく0.5未満の値は「*」、5以上は1の位を四捨五入して示した。そのため、合計値は合わない場合がある。

資料 2 避難困難者数（地割・町丁目別）

No	町丁目・地割	避難困難者数（人）		
		夜間	平日昼間	休日昼間
10108	大沢第 8 地割	0	0	0
10207	川貫第 7 地割	0	0	0
11602	川崎町第 2 地割	0	30	20
11603	川崎町第 3 地割	0	120	70
12502	本町二丁目	0	0	0
12503	本町三丁目	0	0	0
20137	新中の橋第 3 7 地割	0	0	0
20632	栄町第 3 2 地割	0	0	0
21201	田屋町第 1 地割	150	140	230
21202	田屋町第 2 地割	0	0	0
21304	新井田第 4 地割	40	10	30
21305	新井田第 5 地割	170	60	120
21415	湊町第 1 5 地割	50	20	30
21418	湊町第 1 8 地割	0	*	0
21420	湊町第 2 0 地割	0	0	0
21422	湊町第 2 2 地割	0	0	0
21423	湊町第 2 3 地割	0	0	0
40104	長内町第 4 地割	0	0	0
40130	長内町第 3 0 地割	0	0	0
40132	長内町第 3 2 地割	0	*	*
40133	長内町第 3 3 地割	0	30	*
40134	長内町第 3 4 地割	0	0	0
40137	長内町第 3 7 地割	100	400	320
40139	長内町第 3 9 地割	0	0	0
40140	長内町第 4 0 地割	10	150	20
40141	長内町第 4 1 地割	0	0	0
40142	長内町第 4 2 地割	0	90	0
40143	長内町第 4 3 地割	0	0	0
40144	長内町第 4 4 地割	0	0	0
40146	長内町第 4 6 地割	0	0	0
40147	長内町第 4 7 地割	0	0	0
60412	夏井町大崎第 1 2 地割	0	0	0
60413	夏井町大崎第 1 3 地割	0	*	*

No	町丁目・地割	避難困難者数（人）		
		夜間	平日昼間	休日昼間
60415	夏井町大崎第15地割	0	0	0
60608	夏井町閉伊口第8地割	0	100	0
60609	夏井町閉伊口第9地割	0	*	0
70120	宇部町第20地割	0	0	0
70122	宇部町第22地割	0	0	0
70124	宇部町第24地割	0	0	0
80304	侍浜町桑畑第4地割	0	0	0
80305	侍浜町桑畑第5地割	0	0	0
80406	侍浜町外屋敷第6地割	0	0	0
80607	侍浜町向町第7地割	0	0	0
80906	侍浜町横沼第6地割	0	0	0
80908	侍浜町横沼第8地割	0	0	0
81002	侍浜町白前第2地割	0	0	0
81006	侍浜町白前第6地割	0	0	0
81104	侍浜町本波第4地割	0	0	0
81112	侍浜町本波第12地割	0	0	0
81201	侍浜町麦生第1地割	0	0	0
81204	侍浜町麦生第4地割	0	0	0
	合計	510	1,150	840

※0は「0」、0より大きく0.5未満の値は「*」、5以上は1の位を四捨五入して示した。そのため、合計値は合わない場合がある。

※リストに町丁目・地割名があるが避難困難者が「0」のものは、町丁目・地割区域内に避難困難地域はあるが、当該避難困難地域内に建物が存在しないことを意味している。

資料3 特定避難困難者数（地割・町丁目別）

No	町丁目・地割	特定避難困難者数（人）		
		夜間	平日昼間	休日昼間
10108	大沢第8地割	0	0	0
10207	川貫第7地割	0	0	0
11602	川崎町第2地割	0	0	0
11603	川崎町第3地割	0	40	20
12502	本町二丁目	0	0	0
12503	本町三丁目	0	0	0
20137	新中の橋第37地割	0	0	0
20632	栄町第32地割	0	0	0
21201	田屋町第1地割	150	140	230
21202	田屋町第2地割	0	0	0
21304	新井田第4地割	40	10	30
21305	新井田第5地割	170	60	120
21415	湊町第15地割	50	20	30
21418	湊町第18地割	0	*	0
21420	湊町第20地割	0	0	0
21422	湊町第22地割	0	0	0
21423	湊町第23地割	0	0	0
40104	長内町第4地割	0	0	0
40130	長内町第30地割	0	0	0
40132	長内町第32地割	0	*	*
40133	長内町第33地割	0	30	*
40134	長内町第34地割	0	0	0
40137	長内町第37地割	100	400	320
40139	長内町第39地割	0	0	0
40140	長内町第40地割	10	150	20
40141	長内町第41地割	0	0	0
40142	長内町第42地割	0	90	0
40143	長内町第43地割	0	0	0
40144	長内町第44地割	0	0	0
40146	長内町第46地割	0	0	0
40147	長内町第47地割	0	0	0
60412	夏井町大崎第12地割	0	0	0
60413	夏井町大崎第13地割	0	*	*

No	町丁目・地割	特定避難困難者数（人）		
		夜間	平日昼間	休日昼間
60415	夏井町大崎第15地割	0	0	0
60608	夏井町閉伊口第8地割	0	100	0
60609	夏井町閉伊口第9地割	0	*	0
70120	宇部町第20地割	0	0	0
70122	宇部町第22地割	0	0	0
70124	宇部町第24地割	0	0	0
80304	侍浜町桑畑第4地割	0	0	0
80305	侍浜町桑畑第5地割	0	0	0
80406	侍浜町外屋敷第6地割	0	0	0
80607	侍浜町向町第7地割	0	0	0
80906	侍浜町横沼第6地割	0	0	0
80908	侍浜町横沼第8地割	0	0	0
81002	侍浜町白前第2地割	0	0	0
81006	侍浜町白前第6地割	0	0	0
81104	侍浜町本波第4地割	0	0	0
81112	侍浜町本波第12地割	0	0	0
81201	侍浜町麦生第1地割	0	0	0
81204	侍浜町麦生第4地割	0	0	0
	合計	510	1,040	770

※0は「0」、0より大きく0.5未満の値は「*」、5以上は1の位を四捨五入して示した。そのため、合計値は合わない場合がある。

※リストに町丁目・地割名があるが特定避難困難者が「0」のものは、町丁目・地割区域内に特定避難困難地域はあるが、当該特定避難困難地域内に建物が存在しないことを意味している。

資料4 地区別津波避難計画図

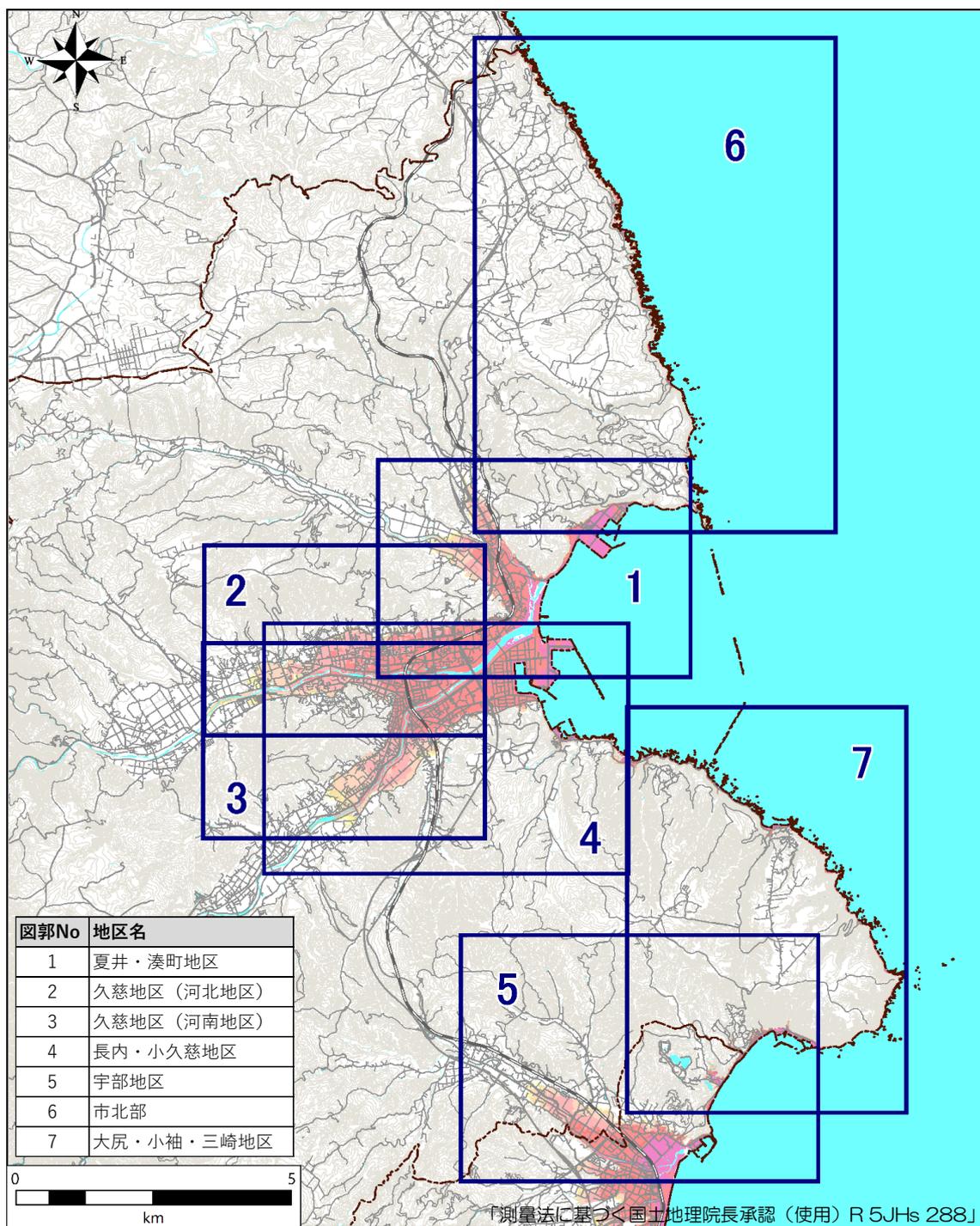


図 地区別津波避難計画図の索引図

久慈市津波避難計画

令和5年9月

作成：久慈市 総務部 防災危機管理課

〒028-0041 久慈市長内町 29-21-1

TEL 0194-52-2173 / FAX 0194-53-3115
